

兵庫県公報

平成31年3月19日 火曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

条 例	ページ
○ 勤労者福祉基金条例の一部を改正する条例（財政課）	7
○ 使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例（同）	7
○ 兵庫県税条例等の一部を改正する条例（税務課）	31
○ 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（市町振興課）	56
○ 兵庫県職員定数条例及び兵庫県病院事業職員定数条例の一部を改正する条例（人事課）	57
○ 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（同）	58
○ 特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（同）	59
○ 統計調査条例の一部を改正する条例（統計課）	59
○ 兵庫県立生活創造センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（県民生活課）	61
○ 児童相談所の名称、位置及び所管区域を定める条例の一部を改正する条例（児童課）	61
○ 法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例等の一部を改正する条例（医務課）	62
○ がん対策推進条例（疾病対策課）	62
○ 受動喫煙の防止等に関する条例の一部を改正する条例（健康増進課）	66
○ 森林環境事業基金条例（林務課）	72
○ 建築基準条例の一部を改正する条例（建築指導課）	73
○ 兵庫県学校教職員定数条例の一部を改正する条例（学事課）	74
○ 兵庫県文化財保護条例及び兵庫県文化財保護審議会条例の一部を改正する条例（文化財課）	74
○ 兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（病院局企画課）	75

公布された法令のあらまし

●勤労者福祉基金条例の一部を改正する条例（条例第4号）

県民の交流の拠点である勤労者総合福祉施設の改修に係る事業を推進するため、当該事業の財源として勤労者福祉基金を充てることのできる額の上限を見直すこととし、処分の特例に係る規定について所要の整備を行うこととした。

●使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例（条例第5号）

次に掲げる条例に定める使用料等をそれぞれ改定する等所要の整備を行うこととした。

- 1 使用料及び手数料徴収条例
- 2 兵庫県立消費生活総合センターの設置及び管理に関する条例
- 3 兵庫県民会館の設置及び管理に関する条例
- 4 兵庫県立文化会館の設置及び管理に関する条例
- 5 兵庫県立尼崎青少年創造劇場の設置及び管理に関する条例
- 6 兵庫県立嬉野台生涯教育センターの設置及び管理に関する条例
- 7 兵庫県立いえしま自然体験センターの設置及び管理に関する条例
- 8 兵庫県立こどもの館の設置及び管理に関する条例
- 9 兵庫県立先端科学技術支援センターの設置及び管理に関する条例
- 10 兵庫県立ひょうご女性交流館の設置及び管理に関する条例
- 11 阪神・淡路大震災記念人と防災未来センターの設置及び管理に関する条例
- 12 兵庫陶芸美術館の設置及び管理に関する条例
- 13 兵庫県立芸術文化センターの設置及び管理に関する条例
- 14 兵庫県立生活創造センターの設置及び管理に関する条例
- 15 兵庫県立リハビリテーションセンターの設置及び管理に関する条例

- 16 兵庫県福祉センターの設置及び管理に関する条例
- 17 兵庫県立のじぎく会館の設置及び管理に関する条例
- 18 兵庫県立但馬長寿の郷の設置及び管理に関する条例
- 19 兵庫県こころのケアセンターの設置及び管理に関する条例
- 20 兵庫県立障害者スポーツ交流館の設置及び管理に関する条例
- 21 兵庫県立こども発達支援センターの設置及び管理に関する条例
- 22 兵庫県立姫路労働会館の設置及び管理に関する条例
- 23 兵庫県中央労働センターの設置及び管理に関する条例
- 24 兵庫県立丹波年輪の里の設置及び管理に関する条例
- 25 兵庫県立但馬ドームの設置及び管理に関する条例
- 26 兵庫県立淡路夢舞台国際会議場及び淡路夢舞台公苑の設置及び管理に関する条例
- 27 漁港管理条例
- 28 兵庫県立三木山森林公園の設置及び管理に関する条例
- 29 兵庫県立但馬牧場公園の設置及び管理に関する条例
- 30 ひょうご環境体験館の設置及び管理に関する条例
- 31 兵庫県港湾施設管理条例
- 32 兵庫県立都市公園条例
- 33 道路占用料の徴収等に関する条例
- 34 兵庫県入港料条例
- 35 兵庫県立但馬飛行場の設置及び管理に関する条例
- 36 公有土地水面の使用料等の徴収に関する条例
- 37 河川の流水占用料等の徴収等に関する条例
- 38 海岸保全区域等における占用料等の徴収に関する条例
- 39 港湾区域等における占用料等の徴収に関する条例
- 40 兵庫県工業用水道供給条例
- 41 兵庫県水道用水供給条例
- 42 兵庫県病院事業の設置等に関する条例
- 43 兵庫県立学校授業料等徴収条例
- 44 兵庫県立兎和野高原野外教育センターの設置及び管理に関する条例
- 45 兵庫県立美術館の設置及び管理に関する条例
- 46 兵庫県立歴史博物館の設置及び管理に関する条例
- 47 兵庫県立円山川公苑の設置及び管理に関する条例
- 48 兵庫県立人と自然の博物館の設置及び管理に関する条例
- 49 兵庫県立奥猪名健康の郷の設置及び管理に関する条例
- 50 兵庫県立南但馬自然学校の設置及び管理に関する条例
- 51 兵庫県立考古博物館の設置及び管理に関する条例
- 52 兵庫県立体育施設の設置及び管理に関する条例

●兵庫県税条例等の一部を改正する条例（条例第6号）

- 1 地方税法の一部改正等に伴い、個人県民税、法人県民税、法人事業税、不動産取得税、自動車取得税、自動車税及び狩猟税に係る規定について所要の整備を行うこととした。
- 2 働き方改革が喫緊の課題であり、引き続き、勤労者の仕事と生活の調和の実現に資する事業に取り組む必要があるため、法人県民税の法人税割の超過課税の実施期間を5年間延長することとした。

●知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第7号）

建築主事を置く市が処理することとする事務に、建築物の建築又は除却が一定の耐震改修又は建替えに該当するものである場合の建築基準法に基づく届出の受理に関する事務を追加する等、所要の整備を行うこととした。

●兵庫県職員定数条例及び兵庫県病院事業職員定数条例の一部を改正する条例（条例第8号）

- 1 行財政運営方針に基づき、公益的法人等に派遣する職員の増加が見込まれることを踏まえ、知事及び教育委員会の事務部局の職員の定数を増員するとともに、職員の定数の適正な管理を図るため、公益的法人等に派遣する職員の定数を定めることとした。

2 丹波医療センターの開設等に伴い、病院事業の職員の定数を増員することとした。

3 短時間勤務の職に再任用される職員の数の上限を改めることとした。

●職員^の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（条例第9号）

行財政運営方針に基づき、職員の給与等に係る抑制措置について、本県の財政状況等を踏まえ、管理職手当に係るものは縮小し、給料月額並びに期末手当及び勤勉手当に係るものは解消すること等とし、関係条例について所要の整備を行うこととした。

●特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（条例第10号）

行財政運営方針に基づき、特別職に属する常勤の職員の給与に係る抑制措置について、本県の財政状況等を踏まえて縮小することとし、所要の整備を行うこととした。

●統計調査条例の一部を改正する条例（条例第11号）

統計法の一部改正を踏まえ、県民生活の向上に寄与するため、県が行う統計調査に係る調査票情報（統計調査により集められた情報のうち、文書、図画又は電磁的記録に記載されている情報をいう。以下同じ。）を、調査票情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する統計の作成又は統計的研究を行う者にも提供することができるようにする等、調査票情報の活用について所要の整備を行うこととした。

●兵庫県立生活創造センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第12号）

豊かな生活を創造するための県民による主体的な活動である生活創造活動の拠点施設としての機能を強化するとともに、新長田駅南地区のにぎわいづくりに資するため、兵庫県立神戸生活創造センターを新長田合同庁舎に移転することとし、所要の整備を行うこととした。

●児童相談所の名称、位置及び所管区域を定める条例の一部を改正する条例（条例第13号）

明石市が児童相談所を設置することに伴い、中央こども家庭センターの所管区域について所要の整備を行うこととした。

●法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例等の一部を改正する条例（条例第14号）

医療法施行規則の一部改正により、精神病床又は療養病床を介護老人保健施設等に転換する旨病院が届け出た病床に係る看護師及び准看護師並びに看護補助者の人員配置の基準を緩和する経過措置について、当該医療機関が所定の届出をした場合には、その適用期間が延長されることとされたこと等に伴い、所要の整備を行うこととした。

●がん対策推進条例（条例第15号）

がんが県民の生命及び健康にとって重大な問題となっていること等を踏まえ、県、市町その他のがん対策の推進に関する関係者及び県民の責務その他必要な事項を定めることにより、地域社会の構成員が一体となって、がん対策をより一層推進していくため、この条例を定めることとした。

1 がん対策の基本方針

- (1) がん対策は、がんの予防及び早期発見の推進並びにがん医療の充実に総合的に取り組むことにより推進されなければならないものとする。
- (2) がん対策は、がんに関する研究を推進するとともに、がんの予防、診断、治療等に係る技術の向上その他の研究の成果を普及し、活用し、及び発展させることにより推進されなければならないものとする。
- (3) がん対策は、県民ががん^にに罹患しても治療と就労、就学その他の社会生活とを両立することができ、安心して暮らせる環境を整備することを目指して推進されなければならないものとする。
- (4) がん対策は、年齢、性別、心身の状態その他の県民それぞれが置かれている状況に応じたがん医療の提供及び必要な支援が受けられるよう推進されなければならないものとする。
- (5) がん対策は、がん^にに罹患している者（以下「がん患者」という。）及びがん^にに罹患したことがある者並びにこれらの者の家族（以下「がん患者等」という。）その他の県民の意見が十分に尊重されつつ推進されなければならないものとする。
- (6) がん対策は、国、県、市町、医療保険者（がん対策基本法に規定する医療保険者をいう。以下同じ。）、医療従事者その他の医療関係者（以下「医療関係者」という。）、事業者その他の関係者及び県民の参画と協働により推進されなければならないものとする。

2 県の責務

県は、1の基本方針（以下「基本方針」という。）にのっとり、がん対策の推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

3 市町の責務

市町は、基本方針にのっとり、その地域の特性に応じたがん対策の推進に関する施策を策定し、及び実施

するものとする。

4 医療保険者の責務

医療保険者は、基本方針にのっとり、県及び市町が実施するがんの予防及び早期発見の推進その他のがん対策の推進に関する施策に協力しなければならないものとする。

5 医療関係者の責務

医療関係者は、基本方針にのっとり、県及び市町が実施するがん対策の推進に関する施策に協力し、がんの予防及び早期発見に努めるとともに、がん患者等の置かれている状況を深く認識し、良質かつ適切ながん医療を提供しなければならないものとする。

6 事業者の責務

事業者（他人を使用して事業を営む者に限る。24(2)を除き、以下同じ。）は、基本方針にのっとり、その従業員ががんの早期発見及びがんの治療と就労との両立に取り組むことができるよう、必要な措置を講じなければならないものとする。

7 県民の責務

(1) 県民は、基本方針にのっとり、がんの予防に必要な注意を払い、がん検診を受けること等によりがんの早期発見に努めなければならないものとする。

(2) 県民は、がんに関する正しい知識を持ち、がん患者等に関する理解を深めるよう努めなければならないものとする。

8 がん対策推進計画

(1) 知事は、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、がん対策の推進に関する計画（以下「がん対策推進計画」という。）を定めなければならないものとする。

(2) がん対策推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

ア がん対策の推進に関する基本的な目標に関する事項

イ がん対策の推進に関する施策の基本的な方針

ウ がん対策の推進に関する基本的な取組

エ アからウまでに掲げるもののほか、がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

(3) 知事は、がん対策推進計画を定めようとするときは、健康づくり推進条例の規定により設置する健康づくり審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。

(4) 知事は、がん対策推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(5) がん対策推進計画の変更についても(3)及び(4)と同様とする。

(6) 審議会は、がん対策の推進に関して必要と認める事項について、知事に建議することができるものとする。

9 がんの予防の推進

(1) 県民は、食生活、運動、休養等の健康な生活習慣を確立することにより、がんの予防に努めなければならないものとする。

(2) 県及び市町は、生活習慣が健康に及ぼす影響、がんの原因となるおそれのある感染症等のがんの予防に関する正しい知識の普及及び啓発に取り組むとともに、がんの予防のための環境の整備に取り組むものとする。

(3) 県は、受動喫煙の防止等に関する条例で定めるところにより、県民の受動喫煙の防止を図るものとする。

10 がんの早期発見の推進

(1) 県民は、必要に応じ、がん検診を受けることにより、がんの早期発見に努めなければならないものとする。

(2) 県は、がん検診を受けることの必要性に関する知識の普及及び啓発に取り組むとともに、がん検診に関する事業評価の実施、がん検診に携わる医療関係者に対する研修の機会の確保等を行うことによりがん検診の質の向上を図るものとする。

(3) 市町は、がん検診を受けることの必要性に関する知識の普及及び啓発に取り組むとともに、休日又は夜間におけるがん検診の実施その他の県民ががん検診を受けやすい環境の整備に取り組むものとする。

(4) 医療保険者は、がん検診を受けることの必要性に関する知識の普及及び啓発に取り組まなければならないものとする。

(5) 医療関係者は、がん検診の業務に従事するときは、国が定めるがん検診に関する指針に基づき的確に当該業務を行わなければならないものとする。

(6) 事業者は、定期的に行う健康診断に併せてがん検診を実施する等のその従業員ががん検診を受ける機会

を確保するために必要な措置を講ずるとともに、その従業員の家族ががん検診を受ける機会を確保することができるよう配慮しなければならないものとする。

11 がん医療の充実

(1) 医療関係者は、がん診療連携拠点病院（地域のがん医療の中核となる病院として厚生労働大臣が指定するもの及びこれに準拠した機能を有する病院として知事が指定するものをいう。以下同じ。）その他の医療機関と連携し、がん患者の心身の状態に応じた良質かつ適切ながん医療を提供しなければならないものとする。

(2) 県は、がん患者が居住する地域にかかわらず、等しく心身の状態に応じた良質かつ適切ながん医療を受けることができるよう、次に掲げる事項に取り組むものとする。

ア がん診療連携拠点病院におけるがん医療を提供する体制の整備及び機能の強化への支援

イ がん診療連携拠点病院を中心として関係医療機関が連携してがん医療を提供する体制の整備

(3) 高度ながん医療の提供を行う医療機関は、遺伝子情報に基づく治療、患者への負担が軽減される放射線治療、科学的に有効性が証明された免疫の機能を利用する治療等を行う先端的な技術を用いる医療（以下「先端医療」という。）を提供する体制の充実に努めなければならないものとする。

12 小児がんその他の若年において罹患するがんに係るがん対策の推進

(1) 県は、小児がんその他の若年において罹患するがん（以下「小児がん等」という。）に係るがん対策を推進するため、小児がん拠点病院（地域の小児がんに係る医療の中核となる病院として厚生労働大臣が指定するものをいう。）とがん診療連携拠点病院その他の医療機関との間の連携の推進に取り組むものとする。

(2) 医療関係者は、小児がん等に係る医療の提供に当たっては、がん患者の発育又は生殖機能への影響その他のがん又はがんの治療に起因する影響に配慮しなければならないものとする。

13 高齢のがん患者に係るがん対策の推進

(1) 県は、多くの高齢のがん患者ががん以外の疾患を有すること等を踏まえ、当該がん患者の心身の状態に応じたがん医療の提供に対する支援を行うものとする。

(2) 医療関係者は、高齢のがん患者に係る医療の提供に当たっては、当該がん患者のがん以外の疾患の有無その他の心身の状態に応じたがん医療を提供しなければならないものとする。

14 女性に特有のがんに係るがん対策の推進

(1) 県及び市町は、乳がん、子宮がんその他の女性に特有のがんに若年者も多く罹患する状況を踏まえ、女性に特有のがんに係るがん検診を受けることの必要性に関する知識の普及及び啓発に取り組む等、当該がんの予防及び早期発見に取り組むものとする。

(2) 医療関係者は、県及び市町の行う女性に特有のがんに係るがん対策に協力するとともに、女性の医療従事者を配置する等、女性ががん検診を受けやすい体制及び女性ががん医療の提供を受けやすい体制の整備に取り組まなければならないものとする。

15 肝がんに係るがん対策の推進

県及び市町は、肝がんの予防に資するため、肝炎ウイルスに感染した者が適切な医療の提供を受けるための支援を行うものとする。

16 石綿による健康被害に起因するがんに係るがん対策の推進

県及び市町は、石綿による健康被害に起因するがんの早期発見に資するため、石綿による健康被害のおそれのある者が適切な医療の提供を受けるための支援を行うものとする。

17 がん登録等の推進

県、市町及び医療関係者は、がん登録等の推進に関する法律に規定するがん登録によりがんの罹患、診療、転帰等に関する情報を収集し、その得られた情報を科学的知見に基づくがん医療の実施その他のがん対策に活用しなければならないものとする。

18 先端医療等に係る研究の推進

(1) 県は、がんに係る先端医療、罹患している者の少ないがん及び治療が特に困難であるがんに関する研究の進捗状況の把握に努め、その情報をがん診療連携拠点病院その他の医療機関に提供するものとする。

(2) がん診療連携拠点病院その他の高度ながん医療の提供を行う医療機関は、国が定める医学研究に関する指針等を遵守し、(1)により提供された情報その他のがんに関する最新の知見に基づいた臨床研究(医薬品、医療機器等を人に対して用いることにより、当該医薬品、医療機器等の有効性又は安全性を明らかにする研究をいう。)の推進に努めなければならないものとする。

19 その他がんの予防及び早期発見の推進、がん医療の充実等のための措置

9から18までのほか、県、市町、医療保険者、医療関係者、事業者その他の関係者は、がんの予防及び早

期発見の推進、がん医療の充実等のために必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

20 がん患者の療養生活の質の維持向上

(1) 県は、がん診療連携拠点病院その他の医療機関と連携し、次に掲げる取組その他のがん患者の療養生活の質の維持向上を図るための取組を行うものとする。

ア 緩和ケア（がん患者に係る身体的若しくは精神的な苦痛又は社会生活上の不安を緩和することによりその療養生活の質の維持向上を図ることを主たる目的とする治療その他の行為をいう。以下同じ。）又は在宅におけるがん医療に携わる医療従事者を育成すること。

イ 県民に対して緩和ケア又は在宅におけるがん医療に関する知識の普及及び啓発を図ること。

ウ 県民に対してがんに関する相談窓口を周知するとともに、がんに関する相談窓口における相談機能の強化を図ること。

(2) 市町は、県民に対して緩和ケア又は在宅におけるがん医療に関する知識の普及及び啓発を図ること等により、がん患者の療養生活の質の維持向上に取り組むものとする。

(3) 医療関係者は、次に掲げる取組その他のがん患者の療養生活の質の維持向上を図るための取組を行わなければならないものとする。

ア がん患者等の状況に応じて緩和ケアを診断の時から適切に提供すること。

イ がん患者等の意向を踏まえた適切な在宅におけるがん医療を提供すること。

ウ がんに関する相談窓口の設置、患者団体（がん患者等により構成される団体その他のがん患者等の支援に関する活動を行う団体をいう。以下同じ。）等と連携した相談の実施等によりがん患者等の相談に適切に対応すること。

21 治療等と就労の両立

(1) 県は、事業者に対し、がん患者又はがん患者を看護する者の就労に関する知識の普及及び啓発その他の必要な支援を行うことにより、がんの治療又はがん患者の看護と就労との両立の推進に取り組むものとする。

(2) 事業者は、その従業員又は従業員の家族ががんに罹患しても、当該従業員が治療又は家族の看護と就労とを両立することができるよう、休暇の取得の促進、代替職員の確保その他の必要な措置を講じなければならないものとする。

22 治療と就学の両立

県、市町、医療関係者及び学校教育の関係者は、療養中の小児がん等に罹患した者が学校教育を受けることができる環境を整備することにより、がんの治療と就学との両立の推進に取り組まなければならないものとする。

23 がんに関する教育の推進

県及び市町は、がんに関する正しい知識及びがん患者等に関する理解を県民が深めることができるよう、医療関係者、患者団体並びに学校教育及び社会教育の関係者と連携し、がんに関する教育の推進に取り組むものとする。

24 がん患者等の負担の軽減に資する商品及びサービスの開発及び提供

(1) 県は、県民ががん^りに罹患した場合に身体的、精神的又は経済的な負担が生じることを踏まえ、がん患者等のこれらの負担の軽減に資する質の高い商品及びサービスの開発及び提供が促進されるよう必要な支援に取り組むものとする。

(2) 事業者は、その活動ががん患者等の身体的、精神的又は経済的な負担の軽減に寄与し得ることを認識し、これらの負担の軽減に資する質の高い商品及びサービスの開発及び提供に努めなければならないものとする。

25 その他がん^りに罹患しても安心して暮らせる環境を整備するための措置

20から24までのほか、県、市町、医療保険者、医療関係者、事業者その他の関係者は、がん^りに罹患しても安心して暮らせる環境を整備するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

26 行財政上の措置等

県は、がん対策を推進するため、行政上又は財政上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

27 補則

この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定めるものとする。

●受動喫煙の防止等に関する条例の一部を改正する条例（条例第16号）

健康増進法の一部改正により、多数の者が利用する施設について喫煙室以外の屋内における喫煙が禁止されることとなるほか、当該施設の管理者が講ずべき措置が定められること、また、条例施行後の状況の検討にお

いて、子どもや妊婦をたばこから守る対策を家庭等の私的空間を含めて講ずるべきとする意見が出たこと等を踏まえ、所要の整備を行うこととした。

●森林環境事業基金条例（条例第17号）

県は、市町が実施する森林の整備に関する事業の支援等を行う事業又は森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進その他の森林の整備の促進に関する事業の資金に充てるため、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律により国から譲与される森林環境譲与税を活用し、森林環境事業基金を設置することとした。

●建築基準条例の一部を改正する条例（条例第18号）

- 1 建築基準法の一部改正を踏まえ、既存建築物の活用が図られるよう、条例で付加して接道規制を行う建築物の範囲を見直す等所要の整備を行うこととした。
- 2 県規制改革推進会議への提案を踏まえ、条例で付加して階数制限を行う木造の長屋の範囲を見直すこととした。

●兵庫県学校教職員定数条例の一部を改正する条例（条例第19号）

- 1 公立学校における児童生徒数の増減等を踏まえ、学校教職員の定数を改めることとした。
- 2 短時間勤務の職に再任用される学校教職員の数の上限を改めることとした。

●兵庫県文化財保護条例及び兵庫県文化財保護審議会条例の一部を改正する条例（条例第20号）

文化財保護法の一部改正を踏まえ、県教育委員会が指定する有形文化財を損壊した者等に対する罰金を引き上げる等所要の整備を行うこととした。

●兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第21号）

- 1 丹波圏域において、急性期から回復期までの幅広い医療を提供するため、兵庫県立柏原病院と柏原赤十字病院を統合再編し、同圏域における中核病院として兵庫県立丹波医療センターを新設することとし、所要の整備を行うこととした。
- 2 医師の確保等により、安定的かつ継続的に専門医療を提供する体制が整ったことに伴い、兵庫県立淡路医療センターの診療科目について所要の整備を行うこととした。
- 3 多くの神経内科医が所属する日本神経学会において、神経内科の標榜診療科名を脳神経内科に変更することとされたことを踏まえ、兵庫県立尼崎総合医療センター等の診療科目について所要の整備を行うこととした。

条 例

勤労者福祉基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成31年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第 4 号

勤労者福祉基金条例の一部を改正する条例

勤労者福祉基金条例（昭和56年兵庫県条例第 4 号）の一部を次のように改正する。
附則第 2 項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(処分の特例)」を付する。
附則第 3 項を次のように改める。

- 3 第 4 条第 2 号に定める額として基金に積み立てられた額を同号に掲げる事業の財源に充ててもなお残額がある場合には、この残額の範囲内の額を、同条第 5 号に掲げる事業の財源に充てることことができる。

附 則

この条例は、平成31年 4月 1 日から施行する。



使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
平成31年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第 5 号

使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例

(使用料及び手数料徴収条例の一部改正)

第1条 使用料及び手数料徴収条例(平成12年兵庫県条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表第1 建物使用料の款専用使用の項自動販売機その他これに類するものの目中「14,000円」を「15,000円」に改め、同項その他のものの目中「100分の6.48」を「100分の6.6」に、「105分の108」を「105分の110」に改める。

別表第2 健康福祉事務所使用料及び手数料の款水質検査料の項中「10,300円」を「10,500円」に改め、同款食品検査料の項中「4,600円」を「4,700円」に改め、同款検査成績謄本再渡料の項中「410円」を「420円」に改め、同表健康科学研究所使用料及び手数料の款水質検査料の項中「10,300円」を「10,500円」に改め、同款温泉分析試験料の項中「126,700円」を「129,000円」に改め、同款理化学的検査料の項中「40,000円」を「41,000円」に改め、同款生物学的検査料の項中「46,200円」を「47,000円」に改め、同款毒性試験検査料の項中「53,200円」を「54,000円」に改め、同款検査成績謄本再渡料の項中「410円」を「420円」に改め、同表工業技術センター使用料及び手数料の款技術研修室使用料の項中「15,000円」を「15,300円」に改め、同款機械器具使用料の項中「13,050円」を「13,200円」に改め、同款技術講習料の項中「13,400円」を「13,600円」に改め、同款航空産業非破壊検査員養成講習料の項中「600,000円」を「610,000円」に改め、同表家畜保健衛生所手数料の款家畜衛生等に関する諸証明手数料の項中「410円」を「420円」に改め、同表農林水産技術総合センター手数料の款木材試験手数料の項中「3,100円」を「3,200円」に改め、同款木材試験成績書の副本の交付手数料又は書換え手数料の項中「410円」を「420円」に改める。

別表第3の13の部に備考として次のように加える。

備考 金額の欄に定める額が10,000円未満となる場合において、その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げるものとし、金額の欄に定める額が10,000円以上となる場合において、その額に500円未満の端数があるときはこれを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときはこれを1,000円に切り上げるものとする。

別表第3に次のように加える。

34 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に関する手数料

名称	事務の区分	金額	
裁定申請手数料	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年法律第49号)第27条第1項又は第37条第1項の規定に基づく裁定の申請(国又は兵庫県(他の法令の規定により土地収用法第125条第1項ただし書(同法第138条第1項において準用する場合を含む。)の規定の適用について国又は都道府県とみなされる者を含む。)による申請を除く。)に対する審査	損失の補償金の見積額が100,000円以下の場合	27,000円
	損失の補償金の見積額が100,000円を超え1,000,000円以下の場合	27,000円に損失の補償金の見積額の100,000円を超える部分が50,000円に達するごとに2,700円を加えた金額	
	損失の補償金の見積額が1,000,000円を超え5,000,000円以下の場合	75,600円に損失の補償金の見積額の1,000,000円を超える部分が100,000円に達するごとに3,400円を加えた金額	
	損失の補償金の見積額が5,000,000円を超え20,000,000円以下の場合	211,600円に損失の補償金の見積額の5,000,000円を超える部分が1,000,000円に達するごとに3,500円を加えた金額	
	損失の補償金の見積額が20,000,000円を超え100,000,000円以下の場合	264,100円に損失の補償金の見積額の20,000,000円を超える部分が4,000,000円に達するごとに4,800円を加えた金額	

	損失の補償金の見積額が 100,000,000円を超える場合	360,000円
--	-----------------------------------	----------

備考 金額の欄に定める額に500円未満の端数があるときはこれを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときはこれを1,000円に切り上げるものとする。

別表第4の15の部(1)の款中「1,900円」を「2,000円」に、「1,600円」を「1,700円」に改め、同部(2)の款中「1,000円」を「1,100円」に改め、同部(3)の款中「1,100円」を「1,200円」に改め、同部(4)の款中「3,200円」を「3,300円」に改め、同部(5)の款中「1,000円」を「1,100円」に改め、同表21の部(2)の款、(5)の款、(9)の款及び(11)の款中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同部(19)の2の款中「第53条第4項」の右に「又は第5項」を加え、同部(20)の款中「第53条第5項第3号」を「第53条第6項第3号」に改め、同部(28)の5の款中「第67条の3第3項第2号」を「第67条第3項第2号」に改め、同部(28)の6の款中「第67条の3第9項第2号」を「第67条第9項第2号」に改め、同部(41)の2の款中「第86条の8第1項」の右に「又は第87条の2第1項」を加え、同部(41)の3の款中「第86条の8第3項」の右に「(法第87条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、同部(41)の4の款を同部(41)の5の款とし、同部(41)の3の款の次に次のように加える。

(4)の4 建築物の一時的な興行場等としての使用に係る許可申請手数料	法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の一時的な興行場等としての使用に係る許可の申請に対する審査	3月以内の期間を定めて許可する場合	60,000円
		その他の場合	120,000円
	法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の一時的な特別興行場等としての使用に係る許可の申請に対する審査		160,000円

別表第4の21の部備考4から6まで及び9中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同表26の部(8)の款を削り、同表36の部(1)の款中「17,000円」を「18,000円」に、「43,000円」を「44,000円」に改め、同部(2)の款中「3,800円」を「3,900円」に改め、同部(3)の款中「6,400円」を「6,600円」に改め、同表42の部(36)の款を次のように改める。

(36) 削除		
---------	--	--

別表第4の58の部(1)の款中「7,000円」を「7,900円」に改め、同部(5)の款中「52,000円」を「53,000円」に、「34,000円」を「35,000円」に、「27,000円」を「28,000円」に改め、同部(6)の款中「700円」を「1,800円」に改め、同表64の2の部備考(1)中「100分の108」を「100分の110」に改め、同部備考(2)中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同表65の部備考3(1)中「100分の108」を「100分の110」に改め、同部備考3(2)中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同表66の部備考1(1)中「100分の108」を「100分の110」に改め、同部備考1(2)中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同部備考3(1)中「100分の108」を「100分の110」に改め、同部備考3(2)中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同表67の部備考(1)中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同表68の部を同表69の部とし、同表67の部の次に次のように加える。

68 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に関する手数料

名称	事務の区分	金額

裁定申請手数料	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第10条第1項又は第19条第1項の規定に基づく裁定の申請（国又は兵庫県（他の法令の規定により土地収用法第125条第1項ただし書（同法第138条第1項において準用する場合を含む。）の規定の適用について国又は都道府県とみなされる者を含む。）による申請を除く。）に対する審査	損失の補償金の見積額が100,000円以下の場合	27,000円
		損失の補償金の見積額が100,000円を超え1,000,000円以下の場合	27,000円に損失の補償金の見積額の100,000円を超える部分が50,000円に達するごとに2,700円を加えた金額
		損失の補償金の見積額が1,000,000円を超え5,000,000円以下の場合	75,600円に損失の補償金の見積額の1,000,000円を超える部分が100,000円に達するごとに3,400円を加えた金額
		損失の補償金の見積額が5,000,000円を超え20,000,000円以下の場合	211,600円に損失の補償金の見積額の5,000,000円を超える部分が1,000,000円に達するごとに3,500円を加えた金額
		損失の補償金の見積額が20,000,000円を超え100,000,000円以下の場合	264,100円に損失の補償金の見積額の20,000,000円を超える部分が4,000,000円に達するごとに4,800円を加えた金額
		損失の補償金の見積額が100,000,000円を超える場合	360,000円

備考 金額の欄に定める額に500円未満の端数があるときはこれを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときはこれを1,000円に切り上げるものとする。

第2条 使用料及び手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

別表第4の58の部(1)の款中「7,900円」を「8,000円」に改め、同表69の部(1)の款中「410円」を「420円」に改める。

（兵庫県立消費生活総合センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第3条 兵庫県立消費生活総合センターの設置及び管理に関する条例（昭和40年兵庫県条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

理化学実験室	3,000	5,000	8,000
研修室	2,400	3,900	6,300

」

を

「

研修室	2,400	3,900	6,300
-----	-------	-------	-------

」

に改める。

第4条 兵庫県立消費生活総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。
別表機器分析室の項基準額の欄から恒温恒湿室の項基準額の欄までを次のように改める。

円	円	円
3,700	5,700	9,400
2,400	4,000	6,400
1,600	2,800	4,400
1,200	2,200	3,500

(兵庫県民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 兵庫県民会館の設置及び管理に関する条例(昭和43年兵庫県条例第33号)の一部を次のように改正する。

別表ホールの款基準額の欄から保管室の款基準額の欄までを次のように改める。

円	円	円	円	円	円
29,900	55,500	55,500	82,600	105,200	123,200
19,700	37,100	37,100	55,000	69,900	82,600
31,100	58,000	58,000	83,200	110,500	129,700
5,400	10,100	10,100	14,900	18,800	22,400
5,100	9,600	9,600	14,400	18,200	21,300
4,200	7,600	7,600	11,500	14,500	17,000
3,800	7,000	7,000	10,500	13,600	15,800
3,700	6,800	6,800	10,100	13,000	14,900
3,100	5,400	5,400	8,400	10,600	12,500
2,900	5,100	5,100	7,700	9,700	11,500
2,300	4,400	4,400	6,600	8,400	10,000
2,100	3,700	3,700	5,200	6,700	7,700
3,800	7,000	7,000	10,400	13,200	15,700
2,400	4,600	4,600	6,600	8,600	10,200
2,100	4,300	4,300	6,300	8,000	9,500
1,900	3,600	3,600	5,200	6,500	7,700
1,000	2,000	2,000	3,000	3,800	4,500
800	1,600	1,600	2,400	3,400	3,700
6,800	12,600	12,600	18,800	24,400	28,400
6,700	11,600	11,600	17,800	22,000	26,300
1日につき 32,900円					
1日につき 28,100円					
1日につき 14,900円					
1日につき 11,300円					

1時間につき 650円
1日につき 3,800円

(兵庫県立文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第6条 兵庫県立文化会館の設置及び管理に関する条例(昭和45年兵庫県条例第13号)の一部を次のように改正する。

別表西播磨文化会館の部団体で利用する場合の款講堂の項基準額の欄を次のように改める。

円	円	円	円	円	円
3,600	4,800	4,800	8,400	9,600	13,200

別表西播磨文化会館の部団体で利用する場合の款体育室の項基準額の欄を次のように改める。

2,300	2,800	2,800	5,100	5,600	7,900
-------	-------	-------	-------	-------	-------

別表淡路文化会館の部団体で利用する場合の款講堂の項基準額の欄を次のように改める。

円	円	円	円	円	円
3,600	4,800	4,800	8,400	9,600	13,200

別表淡路文化会館の部団体で利用する場合の款体育室の項基準額の欄を次のように改める。

2,300	2,800	2,800	5,100	5,600	7,900
-------	-------	-------	-------	-------	-------

(兵庫県立尼崎青少年創造劇場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第7条 兵庫県立尼崎青少年創造劇場の設置及び管理に関する条例(昭和53年兵庫県条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表大ホールの款基準額の欄から小ホールの款基準額の欄までを次のように改める。

円	円	円	円	円	円
24,200	30,800	35,200	55,000	66,000	90,200
22,000	26,400	32,000	48,400	58,400	80,400
6,200	7,200	8,600	13,400	15,800	22,000
5,700	6,500	7,500	12,200	14,000	19,700
4,000	5,100	6,400	9,100	11,500	15,500
3,700	4,700	5,800	8,400	10,500	14,200

別表展示室の款基準額の欄中「8,600円」を「8,800円」に改め、同表備考の欄中「10,300円」を「10,500円」に、「5,100円」を「5,200円」に改める。

(兵庫県立嬉野台生涯教育センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第8条 兵庫県立嬉野台生涯教育センターの設置及び管理に関する条例(昭和54年兵庫県条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表本館・学習交流棟の款講堂の項基準額の欄を次のように改める。

4,700	6,400	6,400	11,100	12,800	17,500
-------	-------	-------	--------	--------	--------

別表体育館の款大体育館の項基準額の欄を次のように改める。

2,200	3,100	3,100	5,300	6,200	8,400
-------	-------	-------	-------	-------	-------

別表青少年宿泊研修棟の款基準額の欄中「9,600円」を「9,800円」に改め、同表備考の欄中「4,800円」を「4,900円」に改める。

(兵庫県立いえしま自然体験センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第9条 兵庫県立いえしま自然体験センターの設置及び管理に関する条例(昭和57年兵庫県条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表1の部宿泊をする場合の款ロッジを利用する場合の項専用利用の目基準額の欄中「16,500円」を「16,800円」に、「10,300円」を「10,500円」に、「7,200円」を「7,300円」に改め、同款テントを利用する場合の項専用利用の目基準額の欄中「3,300円」を「3,400円」に改める。

(兵庫県立こどもの館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第10条 兵庫県立こどもの館の設置及び管理に関する条例(平成元年兵庫県条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表多目的ホールの項基準額の欄から研修室の項基準額の欄までを次のように改める。

円	円	円
6,800	8,800	15,600
4,100	5,200	9,300
2,800	3,600	6,400

(兵庫県立先端科学技術支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第11条 兵庫県立先端科学技術支援センターの設置及び管理に関する条例(平成5年兵庫県条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表大ホールの款基準額の欄から宿泊室の款基準額の欄までを次のように改める。

円	円	円	円	円	円
6,200	11,100	11,100	16,700	21,200	24,800
2,300	4,100	4,100	6,200	7,800	9,300
1,300	2,500	2,500	3,700	4,700	5,600
700	1,300	1,300	2,100	2,600	3,100
600	1,100	1,100	1,500	2,100	2,400
1,200	2,200	2,200	3,400	4,200	4,900
1人1泊につき 8,600円					
1人1泊につき 5,800円					
1人1泊につき 6,100円					
1人1泊につき 4,100円					
1人1泊につき 4,100円					

(兵庫県立ひょうご女性交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第12条 兵庫県立ひょうご女性交流館の設置及び管理に関する条例(平成7年兵庫県条例第39号)の一部を次のように改正する。

別表会議室の款基準額の欄を次のように改める。

円	円	円	円	円	円
6,800	12,000	12,000	18,200	22,600	27,000
4,100	7,300	7,300	11,100	13,900	16,600

2, 100	3, 700	3, 700	5, 600	6, 900	8, 300
1, 500	2, 600	2, 600	3, 800	4, 800	5, 600
900	1, 700	1, 700	2, 500	3, 400	3, 800

(阪神・淡路大震災記念人と防災未来センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第13条 阪神・淡路大震災記念人と防災未来センターの設置及び管理に関する条例（平成14年兵庫県条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第2事務室の項中「4,050円」を「4,100円」に改める。

(兵庫陶芸美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第14条 兵庫陶芸美術館の設置及び管理に関する条例（平成17年兵庫県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第5条中「3,100円」を「3,200円」に改める。

別表第2セミナー室の項使用料の欄を次のように改める。

円	円	円
2, 400	3, 600	6, 000

(兵庫県立芸術文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第15条 兵庫県立芸術文化センターの設置及び管理に関する条例（平成17年兵庫県条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表大ホールの款基準額の欄からリハーサル室の款基準額の欄までを次のように改める。

円	円	円	円	円	円
178, 000	283, 000	345, 000	461, 000	628, 000	702, 000
136, 000	220, 000	283, 000	356, 000	503, 000	555, 000
262, 000	419, 000	524, 000	681, 000	943, 000	1, 048, 000
210, 000	335, 000	419, 000	545, 000	754, 000	838, 000
73, 000	115, 000	136, 000	188, 000	251, 000	283, 000
52, 000	95, 000	115, 000	147, 000	210, 000	220, 000
105, 000	168, 000	210, 000	273, 000	378, 000	419, 000
84, 000	136, 000	168, 000	220, 000	304, 000	335, 000
35, 000	56, 000	70, 000	91, 000	126, 000	140, 000
29, 000	45, 000	56, 000	74, 000	101, 000	112, 000
52, 000	84, 000	105, 000	136, 000	189, 000	210, 000
42, 000	67, 000	84, 000	109, 000	151, 000	168, 000
1, 900	3, 000	3, 700	4, 900	6, 700	7, 300
1, 000	1, 600	2, 100	2, 600	3, 700	4, 200
500	800	1, 000	1, 300	1, 800	2, 100
12, 500	18, 800	24, 100	31, 300	42, 900	48, 200
9, 500	15, 700	18, 800	25, 200	34, 500	38, 800
1, 900	3, 000	3, 700	4, 900	6, 700	7, 300

1,400	2,300	3,000	3,700	5,300	5,900
-------	-------	-------	-------	-------	-------

(兵庫県立生活創造センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第16条 兵庫県立生活創造センターの設置及び管理に関する条例（平成20年兵庫県条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表兵庫県立神戸生活創造センターの部中

「

練習室	A	円 900	円 1,300	円 1,300	円 2,200	円 2,600	円 3,500
	B	1,200	1,600	1,600	2,800	3,200	4,400

」

を

「

研修室	A	円 1,000	円 1,400	円 1,400	円 2,400	円 2,800	円 3,800
	B	1,000	1,400	1,400	2,400	2,800	3,800
調理室		1,600	2,200	2,200	3,800	4,400	6,000
練習室	A	1,100	1,400	1,400	2,500	2,800	3,900
	B	1,100	1,400	1,400	2,500	2,800	3,900
美術展示室	1日につき 2,900円						

」

に改める。

第17条 兵庫県立生活創造センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表兵庫県立神戸生活創造センターの部美術展示室の款基準額の欄中「2,900円」を「3,000円」に改め、同表兵庫県立東播磨生活創造センターの部研修室の款基準額の欄を次のように改める。

2,000	2,800	2,800	4,800	5,600	7,600
-------	-------	-------	-------	-------	-------

別表兵庫県立丹波の森公苑の部生活創造センター棟の款多目的室の項基準額の欄を次のように改める。

円 2,200	円 3,000	円 3,600	円 5,200	円 6,600	円 8,800
------------	------------	------------	------------	------------	------------

別表兵庫県立丹波の森公苑の部アトリエ（1棟につき）の款宿泊をする場合の項基準額の欄中「3,600円」を「3,700円」に改め、同部備考の欄中「5,100円」を「5,200円」に改める。

(兵庫県立リハビリテーションセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第18条 兵庫県立リハビリテーションセンターの設置及び管理に関する条例（昭和44年兵庫県条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表1の部兵庫県立西播磨総合リハビリテーションセンターの款使用料の欄を次のように改める。

円 2,500	円 3,600	円 4,100	円 6,400	円 7,900	円 10,000
1,300	1,800	2,100	3,100	3,900	5,400
10,000	14,000	16,000	25,000	32,000	42,000
5,200	7,300	8,400	12,000	15,000	21,000
800	1,200	1,200	2,100	2,500	3,400
3,400	5,000	5,000	8,400	10,000	13,000

(兵庫県福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第19条 兵庫県福祉センターの設置及び管理に関する条例（昭和50年兵庫県条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表多目的ホールの款基準額の欄から小会議室の款基準額の欄までを次のように改める。

円 5,100	円 9,300	円 7,700	円 13,900	円 16,400	円 20,600
3,600	6,500	5,400	9,800	11,500	14,500
1,700	3,300	2,800	4,800	5,800	7,200
3,500	6,300	5,200	9,500	11,100	14,000
1,700	3,300	2,800	4,800	5,800	7,200
900	1,500	1,300	2,400	3,000	3,600

(兵庫県立のじぎく会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第20条 兵庫県立のじぎく会館の設置及び管理に関する条例（昭和51年兵庫県条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表第1大ホールの款基準額の欄から多目的室の款基準額の欄までを次のように改める。

円 11,000	円 19,000	円 22,300	円 29,800	円 34,200	円 42,700
2,400	4,100	4,700	6,500	7,300	9,100
2,000	3,400	3,900	5,200	6,000	7,300
1,600	2,900	3,300	4,500	5,000	6,300
3,400	5,900	6,800	9,300	10,600	13,100
1,400	2,500	3,100	4,000	4,600	5,700
1,300	2,400	2,900	3,800	4,300	5,300
1,200	2,100	2,500	3,400	3,800	4,700
900	1,600	2,000	2,600	3,100	3,800
900	1,300	1,600	2,300	2,500	3,300
2,200	3,900	4,500	6,100	6,900	8,600

(兵庫県立但馬長寿の郷きょうの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第21条 兵庫県立但馬長寿の郷^{きと}の設置及び管理に関する条例（平成10年兵庫県条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表1の部多目的ホールの款使用料の欄を次のように改める。

円	円	円	円	円	円
3,900	5,100	5,000	9,000	10,100	14,000

別表1の部宿泊室の款使用料の欄中「9,700円」を「9,900円」に改め、同部ロッジの款1棟全部を利用する場合の項使用料の欄中「24,300円」を「24,800円」に改める。

（兵庫県こころのケアセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第22条 兵庫県こころのケアセンターの設置及び管理に関する条例（平成16年兵庫県条例第22号）の一部を次のように改正する。

第7条中「4,100円」を「4,200円」に改める。

第10条第3項の表宿泊室の利用者の項中「3,600円」を「3,700円」に、「3,200円」を「3,300円」に改める。

（兵庫県立障害者スポーツ交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第23条 兵庫県立障害者スポーツ交流館の設置及び管理に関する条例（平成18年兵庫県条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表1の部体育室の款使用料の欄を次のように改める。

円	円	円	円	円	円
2,500	3,600	4,100	6,400	7,900	10,000
1,300	1,800	2,100	3,100	3,900	5,400
10,000	14,000	16,000	25,000	32,000	42,000
5,200	7,300	8,400	12,000	15,000	21,000

（兵庫県立こども発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第24条 兵庫県立こども発達支援センターの設置及び管理に関する条例（平成24年兵庫県条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1診断書、証明書その他これらに類する文書の料金の項中「4,000円」を「4,100円」に改める。

（兵庫県立姫路労働会館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第25条 兵庫県立姫路労働会館の設置及び管理に関する条例（昭和37年兵庫県条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表専用利用の款多目的ホールの項基準額の欄からサークル室の項Aの目基準額の欄までを次のように改める。

円	円	円	円	円	円
13,000	21,800	18,700	34,800	40,500	53,500
2,900	4,500	4,000	7,400	8,500	11,400
2,000	3,500	3,000	5,500	6,500	8,500
1,000	1,600	1,400	2,600	3,000	4,000
1,900	3,100	2,800	5,000	5,900	7,800
1,700	3,100	2,600	4,800	5,700	7,400

（兵庫県中央労働センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第26条 兵庫県中央労働センターの設置及び管理に関する条例（昭和51年兵庫県条例第51号）の一部を次のように改正する。

別表大ホールの款基準額の欄からサークル室の款Aの項基準額の欄までを次のように改める。

円 12,500	円 19,700	円 18,000	円 32,200	円 37,700	円 50,200
5,600	9,300	8,100	14,900	17,400	23,000
4,000	6,300	5,800	10,300	12,100	16,100
3,400	5,200	4,800	8,600	10,000	13,400
1,700	3,200	2,600	4,900	5,800	7,500
1,500	2,800	2,500	4,300	5,300	6,800
500	800	600	1,300	1,400	1,900
3,400	5,200	4,600	8,600	9,800	13,200
2,600	4,000	3,800	6,600	7,800	10,400

(兵庫県立丹波年輪の里の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第27条 兵庫県立丹波年輪の里の設置及び管理に関する条例（昭和63年兵庫県条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表1の部ホールの款基準額の欄及び工作室の款Aの項基準額の欄を次のように改める。

円 3,100	円 4,100	円 4,600	円 7,200	円 8,700	円 11,800
1,700	2,500	2,900	4,200	5,400	7,100

(兵庫県立但馬ドームの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第28条 兵庫県立但馬ドームの設置及び管理に関する条例（平成10年兵庫県条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表1の部多目的グラウンドの款基準額の欄を次のように改める。

1時間につき	5,700円
1時間につき	4,700円
1時間につき	22,600円
1時間につき	18,800円
1時間につき	8,500円
1時間につき	7,100円
1時間につき	33,900円
1時間につき	28,300円

別表1の部多目的グラウンドの款備考の欄中「10,300円」を「10,500円」に、「5,100円」を「5,200円」に、「4,100円」を「4,200円」に、「3,100円」を「3,200円」に改める。

(兵庫県立淡路夢舞台国際会議場及び淡路夢舞台公苑の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第29条 兵庫県立淡路夢舞台国際会議場及び淡路夢舞台公苑の設置及び管理に関する条例（平成11年兵庫県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第1 淡路夢舞台国際会議場の款メインホールの項中「37,000円」を「38,000円」に改め、同款イベントホールの項中「31,000円」を「32,000円」に改め、同款レセプションホールの項中「8,000円」を「8,100円」に改め、同款特別会議室の項中「3,800円」を「3,900円」に改め、同款会議室の項中「8,900円」を「9,100円」に、「8,600円」を「8,800円」に、「4,500円」を「4,600円」に、「3,000円」を「3,100円」に改め、同款

茶室の項中「7,300円」を「7,400円」に改める。

(漁港管理条例の一部改正)

第30条 漁港管理条例(昭和36年兵庫県条例第46号)の一部を次のように改正する。

別表第1 小型船舶係留施設の款中「4,000円」を「4,100円」に、「4,200円」を「4,300円」に、「150円」を「160円」に改める。

別表第3 砂利の款金額の欄から転石の款金額の欄までを次のように改める。

330円
295円
295円
390円
85円
85円に10センチメートル又はその端数 を増すごとに85円を加算した額

(兵庫県立三木山森林公園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第31条 兵庫県立三木山森林公園の設置及び管理に関する条例(平成5年兵庫県条例第14号)の一部を次のように改正する。

別表1の部音楽ホールの款基準額の欄を次のように改める。

円	円	円	円	円	円
5,700	7,500	8,600	13,200	16,100	21,800

別表1の部研修室の款基準額の欄を次のように改める。

2,100	2,800	3,200	4,900	6,000	8,100
-------	-------	-------	-------	-------	-------

別表1の部茶室の款基準額の欄及び工作室の款Aの項基準額の欄を次のように改める。

2,100	2,800	3,200	4,900	6,000	8,100
2,100	2,900	3,300	5,000	6,200	8,300

別表1の部展示室の款中「5,700円」を「5,800円」に改める。

(兵庫県立但馬牧場公園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第32条 兵庫県立但馬牧場公園の設置及び管理に関する条例(平成6年兵庫県条例第14号)の一部を次のように改正する。

別表1の部(1)基準額の項開園時刻から12時までの欄から開園時刻から閉園時刻までの欄までを次のように改める。

3,850円	5,050円	5,850円	8,900円	10,900円	14,750円
--------	--------	--------	--------	---------	---------

(ひょうご環境体験館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第33条 ひょうご環境体験館の設置及び管理に関する条例(平成20年兵庫県条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表視聴覚室兼研修室の項中「4,400円」を「4,500円」に、「7,700円」を「7,800円」に改める。

(兵庫県港湾施設管理条例の一部改正)

第34条 兵庫県港湾施設管理条例(昭和36年兵庫県条例第18号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「1,750円」を「1,780円」に改める。

別表第1 港湾施設の設備を使用する場合の款金額の欄並びに工作物、物件又は施設を設けて港湾施設を使用する場合の款荷役機械及びその附属施設の項金額の欄及び上屋、倉庫及び事務所並びにその附属施設の項

金額の欄を次のように改める。

4.6円
6.2円
3.1円
11,400円
800円
14,700円
15,700円
15,700円に艇長1メートル又は1メートルに満たない端数を増すごとに160円を加算した額
7,600円
7,900円
7,900円に艇長1メートル又は1メートルに満たない端数を増すごとに160円を加算した額
35,200円
19円
35円
616円
35,100円
79,500円
540円
5.8円
8.8円
5.8円
8.8円
176円
17円
22円
28円
17円
3,030円に交付金相当額等を加算した額

2,840円に交付金相当額等を加算した額

別表第1 工作物、物件又は施設を設けて港湾施設を使用する場合の款その他のものの項中「1,460円」を「1,490円」に、「151円」を「154円」に改める。

別表第2 港湾施設の設備を使用する場合の款基準額の欄を次のように改める。

4.6円
6.2円
3.1円
800円
14,700円
15,700円
15,700円に艇長1メートル又は1メートルに満たない端数を増すごとに160円を加算した額
7,600円
7,900円
7,900円に艇長1メートル又は1メートルに満たない端数を増すごとに160円を加算した額
19円
35円
616円
5.8円
8.8円
176円

(兵庫県立都市公園条例の一部改正)

第35条 兵庫県立都市公園条例(昭和39年兵庫県条例第53号)の一部を次のように改正する。

別表第3の1の部運動施設の款基準額の欄を次のように改める。

69,500円
102,500円
3,700円
42,100円
18,300円
27,900円

900円
11,900円
650円
300円
111,400円
3,500円
50,300円
200円
900円
21,000円

別表第3の3の部野外ステージの款興行のために利用する場合の項中「31,700円」を「32,300円」に、「5,900円」を「6,000円」に改め、同款興行のため以外に利用する場合の項中「4,500円」を「4,600円」に改め、同表4の部運動施設の款球技場の項中「10,900円」を「11,100円」に改め、同表7の部会議室Bの款中「3,300円」を「3,400円」に改め、同表8の部多目的ホールの款基準額の欄を次のように改める。

2,900円
3,800円
6,600円

別表第3の9の部運動施設の款基準額の欄及び会議室の款基準額の欄を次のように改める。

59,600円
87,800円
3,200円
36,300円
52,400円
3,200円
500円
8,800円
2,100円
1,000円
500円
35,200円
17,600円
8,800円
103,200円

152,300円
6,200円
3,200円
62,700円
31,400円
700円
600円
1,700円
2,100円
2,100円
3,500円
3,900円
5,400円

別表第3の10の部運動施設の款基準額の欄を次のように改める。

57,600円
83,800円
3,200円
31,500円
3,200円
68,100円
337,300円
337,300円
337,300円
1,012,000円
498,700円
498,700円
498,700円
1,496,000円
27,900円
168,700円
168,700円
168,700円
506,000円

157,200円
238,800円
4,400円
78,500円
106,800円
157,200円
3,000円
53,500円
1,200円
55,500円
2,300円
1,000円
419,000円
17,800円
282,800円
104,800円
3,500円
50,300円
200円

別表第3の10の部備考4中「3,900円」を「4,000円」に、「22,100円」を「22,500円」に改め、同部備考5中「30,000円」を「30,600円」に改め、同表11の部屋内プールの款基準額の欄からグラウンドゴルフ場の款専用で利用する場合の項基準額の欄までを次のように改める。

10,500円
366,700円
800円の範囲内で規則で定める額
366,700円
23,000円
1,200円の範囲内で規則で定める額
110,000円
8,800円
11,000円
8,800円

11,000円
3,300円
1,000円
6,300円
25,200円

別表第3の12の部調理室の款中「2,050円」を「2,100円」に改め、同部工作室の款中「1,050円」を「1,100円」に改める。

(道路占用料の徴収等に関する条例の一部改正)

第36条 道路占用料の徴収等に関する条例(昭和43年兵庫県条例第29号)の一部を次のように改正する。

別表法第32条第1項第6号に掲げる施設の款及び政令第7条第1号に掲げる物件の款中「281円」を「286円」に、「47円」を「48円」に、「11円」を「12円」に改める。

(兵庫県入港料条例の一部改正)

第37条 兵庫県入港料条例(昭和53年兵庫県条例第18号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「0.20円」を「0.25円」に改める。

(兵庫県立但馬飛行場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第38条 兵庫県立但馬飛行場の設置及び管理に関する条例(平成6年兵庫県条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表第1着陸料の款中「1,000円」を「1,020円」に、「720円」を「730円」に、「610円」を「620円」に改め、同表停留料の款中「830円」を「850円」に、「1,670円」を「1,700円」に、「2,190円」を「2,230円」に改める。

別表第3土地の款小型機駐機場の項中「830円」を「850円」に、「1,670円」を「1,700円」に改め、同表建築物の款ターミナルビルの項多目的ホールの目中「5,300円」を「5,400円」に改め、同款格納庫の項中「5,150円」を「5,250円」に、「5,990円」を「6,100円」に改める。

(公有土地水面の使用料等の徴収に関する条例の一部改正)

第39条 公有土地水面の使用料等の徴収に関する条例(平成12年兵庫県条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表第2砂利の款採取料の欄から切芝の款採取料の欄までを次のように改める。

330円
295円
295円
390円
85円
85円に10センチメートル 又はその端数を増すごと に85円を加算した額
85円

(河川の流水占用料等の徴収等に関する条例の一部改正)

第40条 河川の流水占用料等の徴収等に関する条例(平成12年兵庫県条例第29号)の一部を次のように改正する。

別表第1発電の原動力に供するものの款中「2,134円」を「2,173円」に、「471円」を「479円」に、「1,067円」を「1,086円」に改め、同表発電以外の原動力に供するものの款中「53円」を「54円」に改め、同表工業用その他の用に供するものの款中「5,076円」を「5,170円」に改める。

別表第3砂利の款採取料の欄から転石の款採取料の欄までを次のように改める。

330円
295円
295円
390円
85円
85円に10センチメートル 又はその端数を増すごと に85円を加算した額

(海岸保全区域等における占用料等の徴収に関する条例の一部改正)

第41条 海岸保全区域等における占用料等の徴収に関する条例（平成12年兵庫県条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表第2 砂利の款採取料の欄から転石の款採取料の欄までを次のように改める。

330円
295円
295円
390円
85円
85円に10センチメートル 又はその端数を増すごと に85円を加算した額

(港湾区域等における占用料等の徴収に関する条例の一部改正)

第42条 港湾区域等における占用料等の徴収に関する条例（平成12年兵庫県条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第2 砂利の款採取料の欄から転石の款採取料の欄までを次のように改める。

330円
295円
295円
390円
85円
85円に10センチメートル 又はその端数を増すごと に85円を加算した額

(兵庫県工業用水道供給条例の一部改正)

第43条 兵庫県工業用水道供給条例（昭和41年兵庫県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(兵庫県水道用水供給条例の一部改正)

第44条 兵庫県水道用水供給条例（昭和54年兵庫県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条、第6条及び第8条中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第45条 兵庫県病院事業の設置等に関する条例(昭和41年兵庫県条例第56号)の一部を次のように改正する。

別表第1特別病室の室料の款金額の欄中「32,500円」を「33,100円」に、「18,500円」を「18,800円」に、「15,400円」を「15,700円」に、「13,400円」を「13,600円」に、「10,300円」を「10,500円」に、「8,200円」を「8,400円」に、「6,200円」を「6,300円」に、「5,100円」を「5,200円」に、「4,100円」を「4,200円」に、「3,100円」を「3,200円」に改め、同表診断書、証明書その他これらに類する文書の料金の款金額の欄中「15,400円」を「15,700円」に改める。

別表第3特別病室の室料の款金額の欄中「18,500円」を「18,800円」に、「10,300円」を「10,500円」に、「8,200円」を「8,400円」に改め、同表診断書、証明書その他これらに類する文書の料金の款金額の欄中「15,400円」を「15,700円」に改める。

(兵庫県立学校授業料等徴収条例の一部改正)

第46条 兵庫県立学校授業料等徴収条例(昭和37年兵庫県条例第47号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表中「6月25日」を「6月末日」に、「9月25日」を「9月末日」に、「11月25日」を「11月末日」に、「2月25日」を「2月末日」に改める。

第9条第1項中「25日」を「末日」に改める。

(兵庫県立兎和野高原野外教育センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第47条 兵庫県立兎和野高原野外教育センターの設置及び管理に関する条例(昭和43年兵庫県条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表体育館の款専用利用の項基準額の欄を次のように改める。

3,100円	4,100円	4,100円	7,200円	8,200円	11,300円
--------	--------	--------	--------	--------	---------

(兵庫県立美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第48条 兵庫県立美術館の設置及び管理に関する条例(昭和45年兵庫県条例第15号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「3,100円」を「3,200円」に改める。

第8条の2第1項中「16,500円」を「16,800円」に改める。

別表第3ホールの款使用料の欄からアトリエの款使用料の欄までを次のように改める。

円	円	円	円
11,200	28,000	39,200	16,800
9,900	24,600	34,500	14,900
3,300	8,000	11,300	5,000
15,000	37,600	52,600	22,500
13,200	33,100	46,300	19,800
3,000	7,300	10,300	4,500
2,600	6,400	9,000	3,900

別表第4会議室の款基準額の欄から展示室の款基準額の欄までを次のように改める。

円	円	円	円
1,900	4,700	6,600	2,900
600	1,600	2,200	900
2,900	7,100	10,000	4,400
2,100	5,300	7,400	3,200
17,100	42,800	59,900	25,700

15,000	37,600	52,600	22,500
8,300	20,400	28,700	12,500
7,200	17,900	25,100	10,800
3,300	8,000	11,300	5,000
2,900	7,100	10,000	4,400
3,100	7,600	10,700	4,700
2,800	6,700	9,500	4,200

別表第6美術品の特別の観覧に係る料金の項中「3,100円」を「3,200円」に改め、同表講座の受講に係る料金の項中「16,500円」を「16,800円」に改める。

(兵庫県立歴史博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第49条 兵庫県立歴史博物館の設置及び管理に関する条例(昭和57年兵庫県条例第35号)の一部を次のように改正する。

第6条中「3,100円」を「3,200円」に改める。

別表第3講堂の項使用料の欄を次のように改める。

4,200円	8,400円	12,600円
--------	--------	---------

(兵庫県立円山川公苑の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第50条 兵庫県立円山川公苑の設置及び管理に関する条例(昭和62年兵庫県条例第27号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の部スケート場の項中「7,200円」を「7,300円」に改め、同部大美術展示室の項中「4,600円」を「4,700円」に改め、同表2の部カッターの項中「3,100円」を「3,200円」に改める。

(兵庫県立人と自然の博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第51条 兵庫県立人と自然の博物館の設置及び管理に関する条例(平成4年兵庫県条例第25号)の一部を次のように改正する。

第6条中「3,100円」を「3,200円」に改める。

別表第3ホールの項使用料の欄を次のように改める。

5,800円	7,300円	13,100円
--------	--------	---------

(兵庫県立奥猪名健康の郷の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第52条 兵庫県立奥猪名健康の郷の設置及び管理に関する条例(平成4年兵庫県条例第26号)の一部を次のように改正する。

別表1の部体育館の款基準額の欄を次のように改める。

円	円	円	円	円	円
3,800	5,200	5,200	9,000	10,400	14,200

別表1の部ロッジの款中「7,000円」を「7,100円」に改める。

(兵庫県立南但馬自然学校の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第53条 兵庫県立南但馬自然学校の設置及び管理に関する条例(平成6年兵庫県条例第19号)の一部を次のように改正する。

別表自然観察館の款使用料の欄及び工作室の款使用料の欄を次のように改める。

円	円	円	円	円	円
2,500	3,300	3,300	5,800	6,600	9,100

2,300	3,100	3,100	5,400	6,200	8,500
-------	-------	-------	-------	-------	-------

(兵庫県立考古博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第54条 兵庫県立考古博物館の設置及び管理に関する条例（平成19年兵庫県条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第3講堂の項使用料の欄を次のように改める。

6,300円	8,400円	14,700円
--------	--------	---------

(兵庫県立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第55条 兵庫県立体育施設の設置及び管理に関する条例（平成24年兵庫県条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表1の部(1)多目的ホールの款基準額の欄から会議室の款Aの項基準額の欄までを次のように改める。

円	円	円	円	円	円
39,500	52,600	59,200	92,100	111,800	151,300
24,400	32,500	36,600	56,900	69,100	93,500
23,300	31,100	35,100	54,400	66,200	89,500
8,300	11,000	12,400	19,300	23,400	31,700
71,000	94,700	106,600	165,700	201,300	272,300
43,900	58,600	65,900	102,500	124,500	168,400
41,900	55,900	62,900	97,800	118,800	160,700
14,800	19,900	22,200	34,700	42,100	56,900
5,000	6,700	7,500	11,700	14,200	19,200
7,400	10,000	11,200	17,400	21,200	28,600
4,000	5,200	6,000	9,200	11,200	15,200
3,200	4,200	4,700	7,400	8,900	12,100
3,800	5,000	5,700	8,800	10,700	14,500
2,000	2,600	3,000	4,600	5,600	7,600
2,900	3,800	4,300	6,700	8,100	11,000

別表1の部(1)研修室の款Aの項基準額の欄を次のように改める。

2,900	3,800	4,300	6,700	8,100	11,000
-------	-------	-------	-------	-------	--------

別表1の部(1)備考の欄中「5,100円」を「5,200円」に改め、同表3の部(1)スポーツ施設の款基準額の欄及び特別会議室の款基準額の欄を次のように改める。

円	円	円	円	円	円
30,800	40,900	46,100	71,700	87,000	117,800
15,400	20,500	23,100	35,900	43,600	59,000
46,100	61,500	69,300	107,600	130,800	176,900

30,800	40,900	46,100	71,700	87,000	117,800
55,300	73,700	83,200	129,000	156,900	212,200
27,800	36,800	41,600	64,600	78,400	106,200
83,200	110,500	124,700	193,700	235,200	318,400
55,300	73,700	83,200	129,000	156,900	212,200
7,200	9,600	10,800	16,800	20,400	27,600
5,100	6,800	7,700	11,900	14,500	19,600
5,100	6,800	7,700	11,900	14,500	19,600
1,900	2,400	2,800	4,300	5,200	7,100

別表3の部(1)備考の欄中「5,100円」を「5,200円」に改め、同表5の部弓道場の款専用利用の項基準額の欄を次のように改める。

2,500円	3,300円	5,800円
--------	--------	--------

別表6の部(1)第1道場の款基準額の欄から研修室の款基準額の欄までを次のように改める。

円	円	円	円	円	円	円
13,300	17,800	19,900	31,100	37,700	51,000	6,700
32,000	42,800	47,800	74,800	90,600	122,600	16,000
26,600	35,600	39,800	62,200	75,400	102,000	13,300
30,300	40,600	45,300	70,900	85,900	116,200	15,200
25,300	33,800	37,800	59,100	71,600	96,900	12,600
60,600	81,300	90,800	141,900	172,100	232,700	30,300
50,500	67,600	75,700	118,100	143,300	193,800	25,400
10,100	13,400	15,100	23,500	28,500	38,600	5,000
24,100	32,200	36,300	56,300	68,500	92,600	12,000
20,100	26,800	30,100	46,900	56,900	77,000	10,100
22,800	30,600	34,400	53,400	65,000	87,800	11,400
19,000	25,500	28,700	44,500	54,200	73,200	9,600
45,600	61,200	69,000	106,800	130,200	175,800	22,800
38,100	50,900	57,400	89,000	108,300	146,400	19,000
2,100	2,800	3,200	4,900	6,000	8,100	1,000
4,300	5,700	6,400	10,000	12,100	16,400	2,200

別表6の部(1)備考の欄中「5,100円」を「5,200円」に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中使用料及び手数料徴収条例別表第3の13の部に備考を加える改正規定、同表に次のように加える改正規定及び同条例別表第4の68の部を同表69の部とし、同表67の部の次に次のように加える改正規定
平成31年6月1日
 - (2) 第1条中使用料及び手数料徴収条例別表第4の21の部、64の2の部備考(2)、65の部備考3(2)、66の部備考1(2)及び備考3(2)並びに67の部備考(1)の改正規定 建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)の施行の日
 - (3) 第3条の規定 公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日
 - (4) 第16条の規定 兵庫県立生活創造センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(平成31年兵庫県条例第12号)の施行の日
 - (5) 第1条中使用料及び手数料徴収条例別表第1、別表第2並びに別表第4の15の部、36の部、58の部(5)の款、64の2の部備考(1)、65の部備考3(1)並びに66の部備考1(1)及び備考3(1)の改正規定並びに第2条、第4条から第15条まで、第17条から第45条まで及び第47条から第55条までの規定 平成31年10月1日(経過措置)
- 2 第2条の規定による改正後の使用料及び手数料徴収条例別表第4の69の部(1)の款の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に同款に規定する証明書の交付の申請をする者について適用する。
- 3 施行日前に第4条、第14条、第18条、第21条、第23条、第48条、第49条、第51条、第53条及び第54条の規定による改正前のそれぞれの条例の規定に基づき利用の許可を受けた者に係る使用料の額については、第4条、第14条、第18条、第21条、第23条、第48条、第49条、第51条、第53条及び第54条の規定による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。



兵庫県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月19日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第6号

兵庫県税条例等の一部を改正する条例

(兵庫県税条例の一部改正)

第1条 兵庫県税条例(昭和35年兵庫県条例第63号)の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項中「ときは」の右に「、法第20条の5の2第2項の規定の適用がある場合を除き」を加える。

第18条の3第1項中「第1号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金」を「特例控除対象寄附金(法第37条の2第2項に規定する特例控除対象寄附金をいう。以下この条において同じ。)を支出し、当該特例控除対象寄附金」に改め、同条第2項中「同項第1号に掲げる寄附金」を「特例控除対象寄附金」に改める。

第60条の2の表中「第56条第3項各号」を「第56条第3項第1号」に改める。

第120条の2中「及び」を「を行う場合において、同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して、又は法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、」に、「場合には」を「ときは」に改める。

附則第6条第2項第3号中「附則第5条の4の2第6項」を「附則第5条の4の2第5項」に改める。

附則第9条の4の2第1項中「平成43年度」を「平成45年度」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の」を「前項の」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「第41条第3項第2号」を「第41条第5項」に改め、「特定取得」の右に「又は同条第14項に規定する特別特定取得」を加え、同項を同条第3項とする。

附則第9条の5中「同条第1項第1号に掲げる寄附金」を「法第37条の2第2項に規定する特例控除対象寄附金」に改める。

附則第9条の6第1項中「これらの規定中「掲げる」を「第18条の3第1項中「次に掲げる」に、「あるのは、「掲げる」を「あるのは「次に掲げる」に、「附則第4条の5第1項で」を「附則第4条の6第1項に」に改め、「除く。）」と」の右に「、「同じ。）」とあるのは「同じ。))(租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該特例控除対象寄附金の支出に充てられたものとして政令附則第4条の6第1項に定めるところにより計算した金額に相当する部分を除く。))を」と、同条第2項及び附則第9条の5中「特例控除対象寄附金」とあるのは「特例控除対象寄附金(租税特別措置法第4条

の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該特例控除対象寄附金の支出に充てられたものとして政令附則第4条の6第1項に定めるところにより計算した金額に相当する部分を除く。)とを加える。

附則第9条の6の2第1項中「第18条の3第1項第1号に掲げる寄附金」を「法第37条の2第2項に規定する特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

附則第15条の2中「平成31年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附則第15条の4中「附則第7条第16項」を「附則第7条第15項」に、「平成31年3月31日」を「平成33年3月31日」に、「附則第7条第17項」を「附則第7条第16項」に改める。

附則第17条、第17条の2第1項及び第17条の3第1項中「平成31年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附則第21条の2中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改める。

附則第21条の2の2第2項中「附則第12条の2の2第2項各号に掲げる自動車」を「附則第12条の2の2第2項に規定するガソリン自動車」に、「第13項」を「第12項」に、「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第3項中「第13項」を「第12項」に、「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第4項中「附則第12条の2の2第4項各号に掲げる自動車」を「附則第12条の2の2第4項に規定するガソリン自動車」に、「第13項」を「第12項」に、「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第5項中「第13項」を「第12項」に、「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第6項中「附則第12条の2の2第6項各号に掲げる自動車」を「附則第12条の2の2第6項に規定するガソリン自動車」に、「第13項」を「第12項」に、「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第7項及び第8項中「第13項」を「第12項」に、「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改める。

附則第21条の2の4第1項から第5項までの規定中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第6項中「供する自動車」の右に「又は同法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車」を加え、「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第7項及び第8項中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第9項中「平成31年3月31日（同項第4号に掲げるトラックにあつては、平成30年10月31日）」を「平成31年9月30日」に改め、同条第10項中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第11項を削り、同条第12項中「附則第12条の2の4第12項」を「附則第12条の2の4第11項」に、「平成31年3月31日（同項第4号に掲げるトラックにあつては、平成30年10月31日）」を「平成31年9月30日」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第12条の2の4第13項」を「附則第12条の2の4第12項」に、「及び」を「又は」に、「平成31年3月31日（車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックにあつては、平成30年10月31日）」を「平成31年9月30日」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とする。

附則第22条第1項中「当該各号に掲げる年度以後の年度分」を「平成31年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第12条の3第5項各号」を「附則第12条の3第2項各号」に、「第3項の」を「次の」に改め、同項に次の表を加える。

自動車の区分		税率（年額）	
		営業用	自家用
乗用車（三輪の小型自動車を除く。）	総排気量が1リットル以下のもの	2,000円	7,500円
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	2,500円	9,000円
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	2,500円	10,000円
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	3,500円	11,500円
	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	4,000円	13,000円
	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	4,500円	14,500円
	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	5,500円	17,000円
	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	6,000円	19,500円
	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	7,000円	22,000円

	総排気量が6リットルを超えるもの	10,500円	28,000円
トラック (三輪の小型自動車を除く。)	最大積載量が1トン以下のもの	2,000円	2,000円
	最大積載量が1トンを超え2トン以下のもの	2,500円	3,000円
	最大積載量が2トンを超え3トン以下のもの	3,000円	4,000円
	最大積載量が3トンを超え4トン以下のもの	4,000円	5,500円
	最大積載量が4トンを超え5トン以下のもの	5,000円	6,500円
	最大積載量が5トンを超え6トン以下のもの	5,500円	7,500円
	最大積載量が6トンを超え7トン以下のもの	6,500円	9,000円
	最大積載量が7トンを超え8トン以下のもの	7,500円	10,500円
	最大積載量が8トンを超えるもの	7,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに1,200円を加算した額	10,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに1,600円を加算した額
	普通自動車に属するけん引車	4,000円	5,500円
	小型自動車に属するけん引車	2,000円	3,000円
バス(三輪の小型自動車を除く。)	一般乗合用のもの		
	乗車定員が30人以下のもの	3,000円	—
	乗車定員が30人を超え40人以下のもの	4,000円	—
	乗車定員が40人を超え50人以下のもの	4,500円	—
	乗車定員が50人を超え60人以下のもの	5,000円	—
	乗車定員が60人を超え70人以下のもの	6,000円	—
	乗車定員が70人を超え80人以下のもの	6,500円	—
	乗車定員が80人を超えるもの	7,500円	—
	一般乗合用のもの以外のもの		
	乗車定員が30人以下のもの	7,000円	8,500円
	乗車定員が30人を超え40人以下のもの	8,000円	10,500円
	乗車定員が40人を超え50人以下のもの	9,500円	12,500円
	乗車定員が50人を超え60人以下のもの	11,000円	14,500円
	乗車定員が60人を超え70人以下のもの	13,000円	16,500円
	乗車定員が70人を超え80人以下のもの	14,500円	18,500円
乗車定員が80人を超えるもの	16,000円	21,000円	
三輪の小型自動車	最大積載量が1トン以下のもの	1,500円	1,500円
	最大積載量が1トンを超えるもの	2,000円	2,500円

	けん引車	1,000円	1,500円
	乗用車	1,500円	1,500円
	特種用途車	1,500円	1,500円
特種用途車 (三輪の小型自動車を除く。)	給油車、粉粒体運搬車、タンク車、給水車、 ^{じんがい} 塵芥車、 アスファルト運搬車、コンクリートミキサー車、散水車、 冷蔵冷凍車、ふん尿車、活魚運搬車及びこれらに類する もの		
	最大積載量が1トン以下のもの	2,000円	2,000円
	最大積載量が1トンを超え2トン以下のもの	2,500円	3,000円
	最大積載量が2トンを超え3トン以下のもの	3,000円	4,000円
	最大積載量が3トンを超え4トン以下のもの	4,000円	5,500円
	最大積載量が4トンを超え5トン以下のもの	5,000円	6,500円
	最大積載量が5トンを超え6トン以下のもの	5,500円	7,500円
	最大積載量が6トンを超え7トン以下のもの	6,500円	9,000円
	最大積載量が7トンを超え8トン以下のもの	7,500円	10,500円
	最大積載量が8トンを超えるもの	7,500円に最 大積載量が8 トンを超える 部分1トンま でごとに 1,200円を加 算した額	10,500円に最 大積載量が8 トンを超える 部分1トンま でごとに 1,600円を加 算した額
穴掘建柱車、ウインチ車、クレーン車、くい打車、コ ンクリート作業車、クレーン用台車、レッカー車及びこ れらに類するもの	車両重量が2トン以下のもの	2,000円	2,000円
	車両重量が2トンを超え4トン以下のもの	2,500円	3,000円
	車両重量が4トンを超え6トン以下のもの	3,000円	4,000円
	車両重量が6トンを超え8トン以下のもの	4,000円	5,500円
	車両重量が8トンを超え10トン以下のもの	5,000円	6,500円
	車両重量が10トンを超え12トン以下のもの	5,500円	7,500円
	車両重量が12トンを超え14トン以下のもの	6,500円	9,000円
	車両重量が14トンを超え16トン以下のもの	7,500円	10,500円

	車両重量が16トンを超えるもの	7,500円に車両重量が16トンを超える部分2トンまでごとに1,200円を加算した額	10,500円に車両重量が16トンを超える部分2トンまでごとに1,600円を加算した額
キャンピング車	総排気量が1リットル以下のもの	—	6,000円
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	—	7,000円
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	—	8,000円
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	—	9,000円
	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	—	10,500円
	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	—	12,000円
	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	—	13,500円
	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	—	15,500円
	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	—	18,000円
	総排気量が6リットルを超えるもの	—	22,500円
霊きゆう車	普通自動車に属するもの	2,500円	—
	小型自動車に属するもの	2,500円	—
その他	普通自動車に属するもの	5,500円	7,500円
	小型自動車に属するもの	2,500円	3,000円

附則第22条第7項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第22条第7項」を「附則第22条第3項」に改め、「と、「同項」とあるのは「同条第3項」を削り、「同条第8項」を「同条第4項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第9項中「附則第12条の3第6項」を「附則第12条の3第3項」に、「第5項」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

自動車の区分		税率（年額）	
		営業用	自家用
乗用車（三輪の小型自動車を除く。）	総排気量が1リットル以下のもの	4,000円	15,000円
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	4,500円	17,500円
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	5,000円	20,000円
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	7,000円	22,500円
	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	8,000円	25,500円
	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	9,000円	29,000円
	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	10,500円	33,500円

	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	12,000円	38,500円
	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	14,000円	44,000円
	総排気量が6リットルを超えるもの	20,500円	55,500円
トラック (三輪の小型自動車を除く。)	最大積載量が1トン以下のもの	3,500円	4,000円
	最大積載量が1トンを超え2トン以下のもの	4,500円	6,000円
	最大積載量が2トンを超え3トン以下のもの	6,000円	8,000円
	最大積載量が3トンを超え4トン以下のもの	7,500円	10,500円
	最大積載量が4トンを超え5トン以下のもの	9,500円	13,000円
	最大積載量が5トンを超え6トン以下のもの	11,000円	15,000円
	最大積載量が6トンを超え7トン以下のもの	13,000円	17,500円
	最大積載量が7トンを超え8トン以下のもの	15,000円	20,500円
	最大積載量が8トンを超えるもの	15,000円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに2,400円を加算した額	20,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに3,200円を加算した額
	普通自動車に属するけん引車	8,000円	10,500円
	小型自動車に属するけん引車	4,000円	5,500円
バス(三輪の小型自動車を除く。)	一般乗合用のもの		
	乗車定員が30人以下のもの	6,000円	—
	乗車定員が30人を超え40人以下のもの	7,500円	—
	乗車定員が40人を超え50人以下のもの	9,000円	—
	乗車定員が50人を超え60人以下のもの	10,000円	—
	乗車定員が60人を超え70人以下のもの	11,500円	—
	乗車定員が70人を超え80人以下のもの	13,000円	—
	乗車定員が80人を超えるもの	14,500円	—
	一般乗合用のもの以外のもの		
	乗車定員が30人以下のもの	13,500円	16,500円
	乗車定員が30人を超え40人以下のもの	16,000円	20,500円
	乗車定員が40人を超え50人以下のもの	19,000円	24,500円
	乗車定員が50人を超え60人以下のもの	22,000円	28,500円
	乗車定員が60人を超え70人以下のもの	25,500円	33,000円
乗車定員が70人を超え80人以下のもの	28,500円	37,000円	
乗車定員が80人を超えるもの	32,000円	41,500円	

三輪の小型自動車	最大積載量が1トン以下のもの	2,500円	3,000円
	最大積載量が1トンを超えるもの	3,500円	5,000円
	けん引車	2,000円	3,000円
	乗用車	2,500円	3,000円
	特種用途車	2,500円	3,000円
特種用途車 (三輪の小型自動車を除く。)	給油車、粉粒体運搬車、タンク車、給水車、 ^{じんがい} 塵芥車、アスファルト運搬車、コンクリートミキサー車、散水車、冷蔵冷凍車、ふん尿車、活魚運搬車及びこれらに類するもの		
	最大積載量が1トン以下のもの	3,500円	4,000円
	最大積載量が1トンを超え2トン以下のもの	4,500円	6,000円
	最大積載量が2トンを超え3トン以下のもの	6,000円	8,000円
	最大積載量が3トンを超え4トン以下のもの	7,500円	10,500円
	最大積載量が4トンを超え5トン以下のもの	9,500円	13,000円
	最大積載量が5トンを超え6トン以下のもの	11,000円	15,000円
	最大積載量が6トンを超え7トン以下のもの	13,000円	17,500円
	最大積載量が7トンを超え8トン以下のもの	15,000円	20,500円
	最大積載量が8トンを超えるもの	15,000円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに2,400円を加算した額	20,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに3,200円を加算した額
穴掘建柱車、ウインチ車、クレーン車、くい打車、コンクリート作業車、クレーン用台車、レッカー車及びこれらに類するもの	車両重量が2トン以下のもの	3,500円	4,000円
	車両重量が2トンを超え4トン以下のもの	4,500円	6,000円
	車両重量が4トンを超え6トン以下のもの	6,000円	8,000円
	車両重量が6トンを超え8トン以下のもの	7,500円	10,500円
	車両重量が8トンを超え10トン以下のもの	9,500円	13,000円
	車両重量が10トンを超え12トン以下のもの	11,000円	15,000円
	車両重量が12トンを超え14トン以下のもの	13,000円	17,500円
	車両重量が14トンを超え16トン以下のもの	15,000円	20,500円

	車両重量が16トンを超えるもの	15,000円に車両重量が16トンを超える部分2トンまでごとに2,400円を加算した額	20,500円に車両重量が16トンを超える部分2トンまでごとに3,200円を加算した額
	キャンピング車		
	総排気量が1リットル以下のもの	—	12,000円
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	—	14,000円
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	—	16,000円
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	—	18,000円
	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	—	20,500円
	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	—	23,500円
	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	—	27,000円
	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	—	31,000円
	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	—	35,500円
	総排気量が6リットルを超えるもの	—	44,500円
	霊きゆう車		
	普通自動車に属するもの	5,000円	—
	小型自動車に属するもの	4,500円	—
	その他		
	普通自動車に属するもの	11,000円	15,000円
	小型自動車に属するもの	4,500円	6,000円

附則第22条第9項を同条第5項とし、同条第10項中「附則第22条第9項」を「附則第22条第5項」に改め、「と、「同項」とあるのは「同条第5項」を削り、「同条第10項」を「同条第6項」に改め、同項を同条第6項とする。

附則第26条第1項中「平成31年3月31日」を「平成36年3月31日」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「平成31年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

附則第26条の2第1項中「平成31年3月31日」を「平成36年3月31日」に、「にあっては」を「には」に改める。

第2条 兵庫県税条例の一部を次のように改正する。

第34条第1項第1号ウ中「によって」を「により」に改め、「又は清算所得」を削り、同号ウの表中「100分の1.9」を「100分の0.4」に、「100分の2.7」を「100分の0.7」に、「100分の3.6」を「100分の1」に改め、同項第2号中「によって」を「により」に改め、「又は清算所得」を削り、同号の表中「100分の5」を「100分の3.5」に、「100分の6.6」を「100分の4.9」に改め、同項第3号中「によって」を「により」に改め、「又は清算所得」を削り、同号の表中「100分の5」を「100分の3.5」に、「100分の7.3」を「100分の5.3」に、「100分の9.6」を「100分の7」に改め、同条第2項中「100分の1.3」を「100分の1」に改め、同条第3項第1号ウ中「100分の3.6」を「100分の1」に改め、同項第2号中「100分の6.6」を「100分の4.9」に改め、同項第3号中「100分の9.6」を「100分の7」に改める。

第120条第4項中「及びロ」を「からハマで」に、「第1号イに」を「第1号イからハマで」に改める。

第125条の4第1項中「100分の65」を「100分の47」に改める。
第125条の5第1項の表乗用車（三輪の小型自動車を除く。）の款中

「

29,500円
34,500円
39,500円
45,000円
51,000円
58,000円
66,500円
76,500円
88,000円
111,000円

」

を

「

25,000円
30,500円
36,000円
43,500円
50,000円
57,000円
65,500円
75,500円
87,000円
110,000円

」

に改め、同表特種用途車（三輪の小型自動車を除く。）の款中

「

23,600円
27,600円
31,600円
36,000円
40,800円
46,400円
53,200円
61,200円

70,400円
88,800円

を
「

20,000円
24,400円
28,800円
34,800円
40,000円
45,600円
52,400円
60,400円
69,600円
88,000円

に改める。

附則第11条中「及び清算所得」を削り、「100分の6.6」を「100分の4.9」に、「100分の7.9」を「100分の5.7」に改める。

附則第11条の2第1項中「100分の15」を「100分の20」に改める。

附則第21条の6の次に次の1条を加える。

(自動車税の環境性能割の非課税の範囲)

第21条の6の2 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が、国が地方バス路線維持のため交付する車両購入に係る補助を受けて取得した一般乗合用のバスを運行の用に供する路線その他の地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっている路線として規則で定めるものの運行の用に供する一般乗合用のバスに対しては、当該一般乗合用のバスの取得が平成33年3月31日までに行われたときに限り、第114条第1項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課さない。

2 法第157条第1項第1号ロ(同条第4項において準用する場合を含む。)又は第2号ロに掲げる自動車に対しては、当該自動車の取得が平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間(次条第2項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第114条第1項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課さない。

附則第21条の7に次の1項を加える。

2 自家用の乗用車に対する第120条第2項から第4項までの規定の適用については、当該自家用の乗用車の取得が特定期間に行われたときに限り、同条第2項中「100分の2」とあるのは「100分の1」と、同条第3項中「100分の3」とあるのは「100分の2」と、同条第4項中「100分の2」とあるのは「100分の1」とする。

附則第21条の7の次に次の1条を加える。

(自動車税の環境性能割の課税標準の特例)

第21条の8 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車又は同法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車(以下この項及び次項において「路線バス等」という。)のうち、法附則第12条の2の13第1項に規定するもので最初の第115条第3項に規定する新

規登録（以下この条から附則第22条の2までにおいて「初回新規登録」という。）を受けるものに対する第119条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が平成33年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）から1,000万円を控除して得た額」とする。

2 路線バス等のうち、法附則第12条の2の13第2項に規定するもので初回新規登録を受けるものに対する第119条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が平成33年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）から650万円（乗車定員30人未満の附則第21条の8第2項に規定する路線バス等にあつては、200万円）を控除して得た額」とする。

3 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、法附則第12条の2の13第3項に規定するもので初回新規登録を受けるものに対する第119条の規定の適用については、当該乗用車の取得が平成33年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）から100万円を控除して得た額」とする。

4 法附則第12条の2の13第4項に規定する自動車で初回新規登録を受けるものに対する第119条の規定の適用については、当該自動車の取得が平成31年10月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）から525万円を控除して得た額」とする。

5 法附則第12条の2の13第5項に規定する自動車で初回新規登録を受けるものに対する第119条の規定の適用については、同項第1号から第3号までに掲げる自動車にあつては当該自動車の取得が平成31年11月1日から平成33年3月31日までに行われたときに限り、同項第4号に掲げる自動車にあつては当該自動車の取得が平成31年10月1日から平成33年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）から350万円を控除して得た額」とする。

6 法附則第12条の2の13第6項に規定する自動車で初回新規登録を受けるものに対する第119条の規定の適用については、当該自動車の取得が平成31年10月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）から350万円を控除して得た額」とする。

7 法附則第12条の2の13第7項に規定するバス等又はトラックで初回新規登録を受けるものに対する第119条の規定の適用については、当該自動車の取得が平成32年10月31日（同項に規定するバス等及び車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックにあつては、平成31年10月31日）までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）から175万円を控除して得た額」とする。

8 前各項の規定は、第123条第1項又は法第161条の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前各項の規定の適用を受けようとする旨その他の規則で定める事項の記載がある場合に限り、適用する。

附則第22条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(自動車税の種別割の税率の特例)」を付し、同条第1項中「及び第125条の5第6項の規定の適用を受けるバス」を「、第125条の5第6項の規定の適用を受けるバス及び特種用途車（三輪の小型自動車を除く。）のうちキャンピング車に該当するもの」に改め、同項の表乗用車（三輪の小型自動車を除く。）の款中

33,900円
39,600円
45,400円
51,700円
58,600円
66,700円
76,400円
87,900円
101,200円
127,600円

を

「

—
—
—
—
—
—
—
—
—
—

」

に改め、同表バス（三輪の小型自動車を除く。以下この款において同じ。）の款中「をいう」の右に「。以下この条において同じ」を加え、同表特種用途車（三輪の小型自動車を除く。）の款中

「

キャンピング車		
総排気量が1リットル以下のもの	—	27,100円
総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	—	31,700円
総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	—	36,300円
総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	—	41,400円
総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	—	46,900円
総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	—	53,300円
総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	—	61,100円
総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	—	70,300円
総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	—	80,900円
総排気量が6リットルを超えるもの	—	102,100円
霊きゅう車		
普通自動車に属するもの	11,000円	—
小型自動車に属するもの	9,700円	—

」

を

「

霊きゅう車		
普通自動車に属するもの	11,000円	—
小型自動車に属するもの	9,700円	—

」

に改め、同条に次の4項を加える。

3 法附則第12条の3第2項各号に掲げる自動車に対して課する自動車税の種別割の税率は、当該自動車（自家用の乗用車（三輪の小型自動車を除く。）及び特種用途車（三輪の小型自動車を除く。）のうちキャンピ

ング車に該当するものを除く。)が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税の種別割(法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。)に限り、当該自動車が平成31年4月1日(自家用の乗用車(三輪の小型自動車を除く。)及び特種用途車(三輪の小型自動車を除く。))のうちキャンピング車に該当するものにあつては同年10月1日)から平成32年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成32年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成33年度分の自動車税の種別割に限り、第125条の5第1項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる自動車の区分に応じ、1台について、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

自動車の区分		税率(年額)	
		営業用	自家用
乗用車(三輪の小型自動車を除く。)	総排気量が1リットル以下のもの	2,000円	6,500円
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	2,500円	8,000円
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	2,500円	9,000円
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	3,500円	11,000円
	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	4,000円	12,500円
	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	4,500円	14,500円
	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	5,500円	16,500円
	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	6,000円	19,000円
	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	7,000円	22,000円
	総排気量が6リットルを超えるもの	10,500円	27,500円
トラック(三輪の小型自動車を除く。)	最大積載量が1トン以下のもの	2,000円	2,000円
	最大積載量が1トンを超え2トン以下のもの	2,500円	3,000円
	最大積載量が2トンを超え3トン以下のもの	3,000円	4,000円
	最大積載量が3トンを超え4トン以下のもの	4,000円	5,500円
	最大積載量が4トンを超え5トン以下のもの	5,000円	6,500円
	最大積載量が5トンを超え6トン以下のもの	5,500円	7,500円
	最大積載量が6トンを超え7トン以下のもの	6,500円	9,000円
	最大積載量が7トンを超え8トン以下のもの	7,500円	10,500円
		最大積載量が8トンを超えるもの	7,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに1,200円を加算した額
	普通自動車に属するけん引車	4,000円	5,500円
	小型自動車に属するけん引車	2,000円	3,000円

バス（三輪の小型自動車を除く。以下この款において同じ。）	一般乗合用バス		
	乗車定員が30人以下のもの	3,000円	—
	乗車定員が30人を超え40人以下のもの	4,000円	—
	乗車定員が40人を超え50人以下のもの	4,500円	—
	乗車定員が50人を超え60人以下のもの	5,000円	—
	乗車定員が60人を超え70人以下のもの	6,000円	—
	乗車定員が70人を超え80人以下のもの	6,500円	—
	乗車定員が80人を超えるもの	7,500円	—
	一般乗合用バス以外のバス		
	乗車定員が30人以下のもの	7,000円	8,500円
	乗車定員が30人を超え40人以下のもの	8,000円	10,500円
	乗車定員が40人を超え50人以下のもの	9,500円	12,500円
	乗車定員が50人を超え60人以下のもの	11,000円	14,500円
乗車定員が60人を超え70人以下のもの	13,000円	16,500円	
乗車定員が70人を超え80人以下のもの	14,500円	18,500円	
乗車定員が80人を超えるもの	16,000円	21,000円	
三輪の小型自動車	最大積載量が1トン以下のもの	1,500円	1,500円
	最大積載量が1トンを超えるもの	2,000円	2,500円
	けん引車	1,000円	1,500円
	乗用車	1,500円	1,500円
	特種用途車	1,500円	1,500円
特種用途車（三輪の小型自動車を除く。）	給油車、粉粒体運搬車、タンク車、給水車、 <small>じんかい</small> 塵芥車、アスファルト運搬車、コンクリートミキサー車、散水車、冷蔵冷凍車、ふん尿車、活魚運搬車及びこれらに類するもの		
	最大積載量が1トン以下のもの	2,000円	2,000円
	最大積載量が1トンを超え2トン以下のもの	2,500円	3,000円
	最大積載量が2トンを超え3トン以下のもの	3,000円	4,000円
	最大積載量が3トンを超え4トン以下のもの	4,000円	5,500円
	最大積載量が4トンを超え5トン以下のもの	5,000円	6,500円
	最大積載量が5トンを超え6トン以下のもの	5,500円	7,500円
	最大積載量が6トンを超え7トン以下のもの	6,500円	9,000円
最大積載量が7トンを超え8トン以下のもの	7,500円	10,500円	

最大積載量が8トンを超えるもの	7,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに1,200円を加算した額	10,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに1,600円を加算した額
穴掘建柱車、ウインチ車、クレーン車、くい打車、コンクリート作業車、クレーン用台車、レッカー車及びこれらに類するもの		
車両重量が2トン以下のもの	2,000円	2,000円
車両重量が2トンを超え4トン以下のもの	2,500円	3,000円
車両重量が4トンを超え6トン以下のもの	3,000円	4,000円
車両重量が6トンを超え8トン以下のもの	4,000円	5,500円
車両重量が8トンを超え10トン以下のもの	5,000円	6,500円
車両重量が10トンを超え12トン以下のもの	5,500円	7,500円
車両重量が12トンを超え14トン以下のもの	6,500円	9,000円
車両重量が14トンを超え16トン以下のもの	7,500円	10,500円
車両重量が16トンを超えるもの	7,500円に車両重量が16トンを超える部分2トンまでごとに1,200円を加算した額	10,500円に車両重量が16トンを超える部分2トンまでごとに1,600円を加算した額
キャンピング車		
総排気量が1リットル以下のもの	—	5,000円
総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	—	6,500円
総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	—	7,500円
総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	—	9,000円
総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	—	10,000円
総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	—	11,500円
総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	—	13,500円
総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	—	15,500円
総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	—	17,500円
総排気量が6リットルを超えるもの	—	22,000円
霊きゅう車		
普通自動車に属するもの	2,500円	—

	小型自動車に属するもの	2,500円	—
	その他		
	普通自動車に属するもの	5,500円	7,500円
	小型自動車に属するもの	2,500円	3,000円

4 前項の規定が適用される場合における第125条の5第2項、第5項及び第6項並びに第125条の6第1項の規定の適用については、第125条の5第2項中「前項」とあるのは「附則第22条第3項」と、同項第1号中「3,700円」とあるのは「1,000円」と、「5,200円」とあるのは「1,300円」と、同項第2号中「4,700円」とあるのは「1,200円」と、「6,300円」とあるのは「1,600円」と、同項第3号中「6,300円」とあるのは「1,600円」と、「8,000円」とあるのは「2,000円」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「附則第22条第3項及び同条第4項において読み替えて適用する第2項並びに前2項」と、同条第6項中「第1項」とあるのは「附則第22条第3項」と、第125条の6第1項中「前条第1項、第2項及び第6項」とあるのは「附則第22条第3項並びに同条第4項において読み替えて適用する前条第2項及び第6項」とする。

5 法附則第12条の3第3項各号に掲げる自動車に対して課する自動車税の種別割の税率は、当該自動車(自家用の乗用車(三輪の小型自動車を除く。))及び特種用途車(三輪の小型自動車を除く。))のうちキャンピング車に該当するものを除く。)が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税の種別割(法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。)に限り、当該自動車が平成31年4月1日(自家用の乗用車(三輪の小型自動車を除く。))及び特種用途車(三輪の小型自動車を除く。))のうちキャンピング車に該当するものにあつては同年10月1日)から平成32年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成32年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成33年度分の自動車税の種別割に限り、第125条の5第1項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる自動車の区分に応じ、1台について、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

自動車の区分		税率(年額)	
		営業用	自家用
乗用車(三輪の小型自動車を除く。)	総排気量が1リットル以下のもの	4,000円	12,500円
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	4,500円	15,500円
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	5,000円	18,000円
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	7,000円	22,000円
	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	8,000円	25,000円
	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	9,000円	28,500円
	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	10,500円	33,000円
	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	12,000円	38,000円
	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	14,000円	43,500円
トラック(三輪の小型自動車を除く。)	最大積載量が1トン以下のもの	3,500円	4,000円
	最大積載量が1トンを超え2トン以下のもの	4,500円	6,000円
	最大積載量が2トンを超え3トン以下のもの	6,000円	8,000円
	最大積載量が3トンを超え4トン以下のもの	7,500円	10,500円

	最大積載量が4トンを超え5トン以下のもの	9,500円	13,000円
	最大積載量が5トンを超え6トン以下のもの	11,000円	15,000円
	最大積載量が6トンを超え7トン以下のもの	13,000円	17,500円
	最大積載量が7トンを超え8トン以下のもの	15,000円	20,500円
	最大積載量が8トンを超えるもの	15,000円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに2,400円を加算した額	20,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに3,200円を加算した額
	普通自動車に属するけん引車	8,000円	10,500円
	小型自動車に属するけん引車	4,000円	5,500円
バス（三輪の小型自動車を除く。以下この款において同じ。）	一般乗合用バス		
	乗車定員が30人以下のもの	6,000円	—
	乗車定員が30人を超え40人以下のもの	7,500円	—
	乗車定員が40人を超え50人以下のもの	9,000円	—
	乗車定員が50人を超え60人以下のもの	10,000円	—
	乗車定員が60人を超え70人以下のもの	11,500円	—
	乗車定員が70人を超え80人以下のもの	13,000円	—
	乗車定員が80人を超えるもの	14,500円	—
	一般乗合用バス以外のバス		
	乗車定員が30人以下のもの	13,500円	16,500円
	乗車定員が30人を超え40人以下のもの	16,000円	20,500円
	乗車定員が40人を超え50人以下のもの	19,000円	24,500円
	乗車定員が50人を超え60人以下のもの	22,000円	28,500円
	乗車定員が60人を超え70人以下のもの	25,500円	33,000円
乗車定員が70人を超え80人以下のもの	28,500円	37,000円	
乗車定員が80人を超えるもの	32,000円	41,500円	
三輪の小型自動車	最大積載量が1トン以下のもの	2,500円	3,000円
	最大積載量が1トンを超えるもの	3,500円	5,000円
	けん引車	2,000円	3,000円
	乗用車	2,500円	3,000円
	特種用途車	2,500円	3,000円

特種用途車 (三輪の小型自動車を除く。)	給油車、粉粒体運搬車、タンク車、給水車、 ^{じんがい} 塵芥車、 アスファルト運搬車、コンクリートミキサー車、散水車、 冷蔵冷凍車、ふん尿車、活魚運搬車及びこれらに類するもの		
	最大積載量が1トン以下のもの	3,500円	4,000円
	最大積載量が1トンを超え2トン以下のもの	4,500円	6,000円
	最大積載量が2トンを超え3トン以下のもの	6,000円	8,000円
	最大積載量が3トンを超え4トン以下のもの	7,500円	10,500円
	最大積載量が4トンを超え5トン以下のもの	9,500円	13,000円
	最大積載量が5トンを超え6トン以下のもの	11,000円	15,000円
	最大積載量が6トンを超え7トン以下のもの	13,000円	17,500円
	最大積載量が7トンを超え8トン以下のもの	15,000円	20,500円
	最大積載量が8トンを超えるもの	15,000円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに2,400円を加算した額	20,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに3,200円を加算した額
穴掘建柱車、ウインチ車、クレーン車、くい打車、コンクリート作業車、クレーン用台車、レッカー車及びこれらに類するもの	車両重量が2トン以下のもの	3,500円	4,000円
	車両重量が2トンを超え4トン以下のもの	4,500円	6,000円
	車両重量が4トンを超え6トン以下のもの	6,000円	8,000円
	車両重量が6トンを超え8トン以下のもの	7,500円	10,500円
	車両重量が8トンを超え10トン以下のもの	9,500円	13,000円
	車両重量が10トンを超え12トン以下のもの	11,000円	15,000円
	車両重量が12トンを超え14トン以下のもの	13,000円	17,500円
	車両重量が14トンを超え16トン以下のもの	15,000円	20,500円
	車両重量が16トンを超えるもの	15,000円に車両重量が16トンを超える部分2トンまでごとに2,400円を加算した額	20,500円に車両重量が16トンを超える部分2トンまでごとに3,200円を加算した額
	キャンピング車		
総排気量が1リットル以下のもの	—	10,000円	

総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	—	12,500円
総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	—	14,500円
総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	—	17,500円
総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	—	20,000円
総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	—	23,000円
総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	—	26,500円
総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	—	30,500円
総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	—	35,000円
総排気量が6リットルを超えるもの	—	44,000円
霊さゆう車		
普通自動車に属するもの	5,000円	—
小型自動車に属するもの	4,500円	—
その他		
普通自動車に属するもの	11,000円	15,000円
小型自動車に属するもの	4,500円	6,000円

6 前項の規定が適用される場合における第125条の5第2項、第5項及び第6項並びに第125条の6第1項の規定の適用については、第125条の5第2項中「前項」とあるのは「附則第22条第5項」と、同項第1号中「3,700円」とあるのは「1,800円」と、「5,200円」とあるのは「2,600円」と、同項第2号中「4,700円」とあるのは「2,300円」と、「6,300円」とあるのは「3,200円」と、同項第3号中「6,300円」とあるのは「3,200円」と、「8,000円」とあるのは「4,000円」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「附則第22条第5項及び同条第6項において読み替えて適用する第2項並びに前2項」と、同条第6項中「第1項」とあるのは「附則第22条第5項」と、第125条の6第1項中「前条第1項、第2項及び第6項」とあるのは「附則第22条第5項並びに同条第6項において読み替えて適用する前条第2項及び第6項」とする。

附則第22条の次に次の1条を加える。

第22条の2 兵庫県税条例等の一部を改正する条例（平成31年兵庫県条例第6号）第2条の規定の施行の日（以下この項において「特定日」という。）の前日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車（三輪の小型自動車を除く。）及び特種用途車（三輪の小型自動車を除く。）のうちキャンピング車に該当するもの（以下この項において「自家用乗用車等」という。）であって、兵庫県税条例等の一部を改正する条例（平成28年兵庫県条例第13号）第2条の規定による改正前の兵庫県税条例（以下この項において「平成28年改正前の県税条例」という。）第114条第1項若しくは第3項の規定により平成28年改正前の県税条例に規定する自動車税を課されたもの（同日までに初回新規登録を受けた自家用乗用車等であって地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第2条の規定による改正前の地方税法第146条その他の地方税に関する法律の規定及び平成28年改正前の県税条例第115条の規定により平成28年改正前の県税条例に規定する自動車税を課されなかったものを含む。）又は同日までに法の施行地外において法第146条第2項に規定する運行に相当するものとして施行規則で定めるものの用に供されたことがある自家用乗用車等であって特定日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の種別割の税率は、第125条の5第1項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる自動車の区分に応じ、1台について、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

自動車の区分	税率（年額）

自家用の乗 用車（三輪 の小型自動 車を除く。）	総排気量が1リットル以下のもの	29,500円
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	34,500円
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	39,500円
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	45,000円
	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	51,000円
	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	58,000円
	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	66,500円
	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	76,500円
	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	88,000円
総排気量が6リットルを超えるもの	111,000円	
自家用の特 種用途車 （三輪の小 型自動車を 除く。）	キャンピング車	
	総排気量が1リットル以下のもの	23,600円
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	27,600円
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	31,600円
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	36,000円
	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	40,800円
	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	46,400円
	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	53,200円
	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	61,200円
総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	70,400円	
総排気量が6リットルを超えるもの	88,800円	

2 前項の規定が適用される場合における第125条の5第5項及び第125条の6第1項の規定の適用については、第125条の5第5項中「前4項」とあるのは「附則第22条の2第1項及び前2項」と、第125条の6第1項中「前条第1項、第2項及び第6項」とあるのは「附則第22条の2第1項」と、「これらの規定」とあるのは「同項」とする。

3 第1項の規定の適用を受ける自動車（法附則第12条の4第3項において除くものとされる自動車を除く。）のうち、法附則第12条の3第1項各号に掲げるものに対して課する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割の税率は、第1項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる自動車の区分に応じ、1台について、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

自動車の区分		税率（年額）
自家用の乗 用車（三輪 の小型自動 車を除く。）	総排気量が1リットル以下のもの	33,900円
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	39,600円
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	45,400円
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	51,700円
	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	58,600円
	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	66,700円

	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	76,400円
	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	87,900円
	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	101,200円
	総排気量が6リットルを超えるもの	127,600円
自家用の特 種用途車 (三輪の小 型自動車 を除く。)	キャンピング車	
	総排気量が1リットル以下のもの	27,100円
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	31,700円
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	36,300円
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	41,400円
	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	46,900円
	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	53,300円
	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	61,100円
	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	70,300円
	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	80,900円
	総排気量が6リットルを超えるもの	102,100円

4 前項の規定が適用される場合における第125条の5第5項及び第125条の6第1項の規定の適用については、第125条の5第5項中「前4項」とあるのは「附則第22条の2第3項及び前2項」と、第125条の6第1項中「前条第1項、第2項及び第6項」とあるのは「附則第22条の2第3項」と、「これらの規定」とあるのは「同項」とする。

5 第1項の規定の適用を受ける自動車のうち、法附則第12条の3第2項各号に掲げるものに対して課する自動車税の種別割の税率は、当該自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税の種別割(法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。)に限り、当該自動車が平成31年4月1日から同年9月30日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成32年度分の自動車税の種別割に限り、第1項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる自動車の区分に応じ、1台について、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

自動車の区分		税率(年額)
自家用の乗 用車(三輪 の小型自動 車を除く。)	総排気量が1リットル以下のもの	7,500円
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	9,000円
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	10,000円
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	11,500円
	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	13,000円
	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	14,500円
	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	17,000円
	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	19,500円
	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	22,000円

	総排気量が6リットルを超えるもの	28,000円
自家用の特 種用途車 (三輪の小 型自動車 を除く。)	キャンピング車	
	総排気量が1リットル以下のもの	6,000円
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	7,000円
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	8,000円
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	9,000円
	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	10,500円
	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	12,000円
	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	13,500円
	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	15,500円
	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	18,000円
	総排気量が6リットルを超えるもの	22,500円

6 前項の規定が適用される場合における第125条の5第5項及び第125条の6第1項の規定の適用については、第125条の5第5項中「前4項」とあるのは「附則第22条の2第5項及び前2項」と、第125条の6第1項中「前条第1項、第2項及び第6項」とあるのは「附則第22条の2第5項」と、「これらの規定」とあるのは「同項」とする。

7 第1項の規定の適用を受ける自動車のうち、法附則第12条の3第3項各号に掲げるものに対して課する自動車税の種別割の税率は、当該自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税の種別割(法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。)に限り、当該自動車が平成31年4月1日から同年9月30日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成32年度分の自動車税の種別割に限り、第1項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる自動車の区分に応じ、1台について、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

自動車の区分		税率(年額)
自家用の乗 用車(三輪 の小型自動 車を除く。)	総排気量が1リットル以下のもの	15,000円
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	17,500円
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	20,000円
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	22,500円
	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	25,500円
	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	29,000円
	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	33,500円
	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	38,500円
	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	44,000円
	総排気量が6リットルを超えるもの	55,500円

自家用の特 種用途車 (三輪の小 型自動車を 除く。)	キャンピング車	
	総排気量が1リットル以下のもの	12,000円
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	14,000円
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	16,000円
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	18,000円
	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	20,500円
	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	23,500円
	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	27,000円
	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	31,000円
	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	35,500円
	総排気量が6リットルを超えるもの	44,500円

8 前項の規定が適用される場合における第125条の5第5項及び第125条の6第1項の規定の適用については、第125条の5第5項中「前4項」とあるのは「附則第22条の2第7項及び前2項」と、第125条の6第1項中「前条第1項、第2項及び第6項」とあるのは「附則第22条の2第7項」と、「これらの規定」とあるのは「同項」とする。

附則第36条中「平成26年10月1日から平成31年9月30日まで」を「平成31年10月1日から平成36年9月30日まで」に、「100分の4」を「100分の1.8」に改める。

附則第37条の見出し中「に対する」の右に「法人税割の」を加え、同条第1項中「4分の0.8」を「1.8分の0.8」に改める。

附則第38条を次のように改める。

(法人の事業税の税率の特例)

第38条 平成33年3月11日までに終了する各事業年度に係る法人の事業税に係る第34条及び附則第11条の規定の適用については、第34条第1項中「100分の1.2」とあるのは「100分の1.26」と、「100分の0.5」とあるのは「100分の0.525」と、「100分の0.4」とあるのは「100分の0.495」と、「100分の0.7」とあるのは「100分の0.835」と、「100分の1」とあるのは「100分の1.18」と、「100分の3.5」とあるのは「100分の3.75」と、「100分の4.9」とあるのは「100分の5.23」と、「100分の5.3」とあるのは「100分の5.665」と、「100分の7」とあるのは「100分の7.48」と、同条第2項中「100分の1」とあるのは「100分の1.065」と、同条第3項中「100分の1.2」とあるのは「100分の1.26」と、「100分の0.5」とあるのは「100分の0.525」と、「100分の1」とあるのは「100分の1.18」と、「100分の4.9」とあるのは「100分の5.23」と、「100分の7」とあるのは「100分の7.48」と、附則第11条中

「

100分の4.9
100分の5.7

」

とあるのは

「

100分の5.23
100分の6.095

」

と、「100分の4.9」とあるのは「100分の5.23」と、「100分の5.7」とあるのは「100分の6.095」とする。

附則第39条の見出し中「に対する」の右に「事業税の」を加え、同条第1項中「に105分の5を乗じて計算した額に相当する額」を「と同条の規定の適用がないものとして計算した事業税額に相当する額との差額」

に改め、同条第2項中「にそれぞれ105分の5を乗じて計算した額」を「と同条の規定の適用がないものとして計算した金額との差額」に改める。

第3条 兵庫県税条例の一部を次のように改正する。

第14条の2第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

第21条第1項中「第48条」を「第739条の5」に、「あわせて行なう」を「併せて行う」に改め、同条第2項中「行なう」を「行う」に改める。

第22条中「第42条第3項」を「第739条の4第2項」に、「においては、払込書」を「には、払込書」に改める。

第25条第1項第2号から第4号までの規定中「によって」を「により」に改め、同項第5号中「によって」を「により」に、「還付し、又は充当した」を「還付した」に改め、同条第3項中「においては」を「には」に改める。

第59条の6の見出し中「農地利用集積円滑化団体等」を「農地中間管理機構」に改め、同条第1項中「農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第11条の14に規定する農地利用集積円滑化団体又は」及び「(以下この項及び第6項において「農地利用集積円滑化団体等」という。)」を削り、「第4条第3項第1号ロに規定する農地売買等事業又は同法」を「(昭和55年法律第65号)」に改め、「それぞれ」を削り、「当該期間」を「当該貸付期間」に、「第4項において同じ」を「。以下この項及び第4項において「農地売買事業」という」に、「にあつては」を「には」に、「(これらの土地の取得の日)」を「(同日)に、「土地改良法による」を「土地改良法第2条第2項に規定する」に、「同法第2条第2項第2号」を「同項第2号」に、「当該事業」を「当該農地売買事業」に、「当該農地利用集積円滑化団体等」を「当該農地中間管理機構」に改め、同条第4項中「当該農地売買等事業」を「当該農地売買事業」に改め、同条第6項中「当該農地利用集積円滑化団体等」を「当該農地中間管理機構」に改める。

第125条の4第1項中「100分の47」を「100分の43」に改める。

附則第22条に次の2項を加える。

7 法附則第12条の3第4項に規定する自動車に対して課する自動車税の種別割の税率は、当該自動車平成33年4月1日から平成34年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成34年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車平成34年4月1日から平成35年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成35年度分の自動車税の種別割に限り、第125条の5第1項の規定にかかわらず、第3項の表の左欄に掲げる自動車の区分に応じ、1台について、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

8 前項の規定が適用される場合における第125条の5第5項及び第125条の6第1項の規定の適用については、第125条の5第5項中「前4項」とあるのは「附則第22条第7項及び前2項」と、第125条の6第1項中「前条第1項、第2項及び第6項」とあるのは「附則第22条第7項」と、「これらの規定」とあるのは「同項」とする。

附則第22条の2第5項から第8項までを削る。

(兵庫県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 兵庫県税条例等の一部を改正する条例(平成28年兵庫県条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち、兵庫県税条例第45条の改正規定中「当該事業税の額に相当する額」を「同条第1号に定める額」に改め、同条例第125条の次に11条を加える改正規定のうち第125条の10中「及び」を「を行う場合において、同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して、又は法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、」に、「場合には」を「ときは」に改め、同条例附則第22条第1項の改正規定中「第125条の5第6項」に「の右に」、「平成31年度分」を「当該各号に掲げる年度以後の年度分」に「を加え、「改め、同条第2項」を「改め、同項の表バス(三輪の小型自動車を除く。)の款中「除く」の右に「。以下この款において同じ」を加え、「一般乗合用のもの以外のもの」を「一般乗合用バス(道路運送法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供するバスをいう。)以外のバス」に改め、同条第2項」に改める。

第5条 兵庫県税条例等の一部を改正する条例(平成30年兵庫県条例第11号)の一部を次のように改正する。

第3条のうち兵庫県税条例附則第13条の改正規定中「第72条の89及び」を「第72条の89、第72条の89の3第1項後段及び第2項から第13項まで並びに」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から

ら施行する。

- (1) 第1条中兵庫県税条例第18条の3並びに附則第9条の5、第9条の6第1項及び第9条の6の2第1項の改正規定並びに附則第3項及び第4項の規定 平成31年6月1日
 - (2) 第2条並びに附則第5項、第8項、第13項及び第14項の規定 平成31年10月1日
 - (3) 第3条中兵庫県税条例第14条の2第1項第2号の改正規定及び附則第6項の規定 平成33年1月1日
 - (4) 第3条中兵庫県税条例附則第22条に2項を加える改正規定及び同条例附則第22条の2第5項から第8項までを削る改正規定並びに附則第16項の規定 平成33年4月1日
 - (5) 第3条中兵庫県税条例第125条の4第1項の改正規定及び附則第15項の規定 平成34年4月1日
 - (6) 第3条中兵庫県税条例第21条第1項、第22条並びに第25条第1項第2号から第5号まで及び第3項の改正規定並びに附則第7項の規定 平成36年1月1日
 - (7) 第3条中兵庫県税条例第59条の6の改正規定及び附則第10項の規定 農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（平成31年法律第 号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（県民税に関する経過措置）
- 2 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の兵庫県税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成30年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第18条の3第1項及び第2項並びに附則第9条の5、第9条の6第1項並びに第9条の6の2第1項の規定は、平成32年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成31年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 4 新条例第18条の3第1項及び第2項並びに附則第9条の5、第9条の6第1項並びに第9条の6の2第1項の規定の適用については、平成32年度分の個人の県民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第18条の3第1項	を支出し、当該特例控除対象寄附金	又は第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限り。）を支出し、これらの寄附金
第18条の3第2項	特例控除対象寄附金の額	特例控除対象寄附金の額及び前項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限り。）の額
附則第9条の5	特例控除対象寄附金の額	特例控除対象寄附金の額及び第18条の3第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限り。）の額
附則第9条の6第1項	同じ。）を」とあるのは「同じ。）（租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該特例控除対象寄附金	限る。）を」とあるのは「限る。）（租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうちこれらの寄附金
	とする	と、「限る」とあるのは「限り、租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして政令附則第4条の6第1項に定めるところにより計算した金額に相当する部分を除く」とする
附則第9条の6の2第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は第18条の3第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限り。）

	送付	送付又は地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第 号）附則第2条第7項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の地方税法附則第7条第5項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付
--	----	---

- 5 第2条の規定による改正後の兵庫県税条例（以下「31年10月新条例」という。）附則第36条及び第37条第1項の規定は、第2条の規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。
- 6 附則第1項第3号に掲げる規定による改正後の兵庫県税条例の規定中個人の県民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成32年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 7 附則第1項第6号に掲げる規定による改正後の兵庫県税条例第21条第1項、第22条並びに第25条第1項第2号から第5号まで及び第3項の規定は、平成36年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成35年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
（事業税に関する経過措置）
- 8 31年10月新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、第2条の規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。
（不動産取得税に関する経過措置）
- 9 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 10 附則第1項第7号に掲げる規定による改正後の兵庫県税条例第59条の6第1項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後の同項に規定する土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の同号に掲げる規定による改正前の兵庫県税条例第59条の6第1項に規定する土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
（自動車取得税に関する経過措置）
- 11 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。
（自動車税に関する経過措置）
- 12 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成31年度分の自動車税について適用し、平成30年度分までの自動車税については、なお従前の例による。
- 13 31年10月新条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、第2条の規定の施行の日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。
- 14 31年10月新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、第2条の規定の施行の日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び平成32年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用する。
- 15 附則第1項第5号に掲げる規定による改正後の兵庫県税条例第125条の4第1項の規定は、平成34年度以後に同項の規定により交付すべき交付金について適用し、平成33年度分までの同号に掲げる規定による改正前の兵庫県税条例第125条の4第1項の規定により交付する交付金については、なお従前の例による。
- 16 附則第1項第4号に掲げる規定による改正後の兵庫県税条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、平成33年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、平成32年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。



知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第7号

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成11年兵庫県条例第53号）の一部を次のように改正する。

本則の表18の部(1)の項イ中「アの」を「ア及びイの」に改め、同項イを同項ウとし、同項アの次に次のように加える。

イ 法第15条第2項の規定による届出の受理に関する事務

本則の表62の部を次のように改める。

62 削除

本則の表中67の4の部を削り、67の5の部を67の4の部とし、67の6の部から67の9の部までを67の5の部から67の8の部までとする。

本則の表中90の部及び91の部を削り、89の部を91の部とし、87の部から88の部までを88の部から90の部までとし、86の部の次に次のように加える。

87 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行のための規則に基づく事務

事務	市町
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の施行のための規則に基づく事務のうち、別に規則で定めるもの	各市町（神戸市を除く。）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正後の知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例本則の表の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後において同表の右欄に掲げる市の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の適用については、当該市の長がした処分その他の行為又は当該市の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

（篠山市の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正）

3 篠山市の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例（平成31年兵庫県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6号中「67の7の部」を「67の6の部」に改める。



兵庫県職員定数条例及び兵庫県病院事業職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第8号

兵庫県職員定数条例及び兵庫県病院事業職員定数条例の一部を改正する条例

（兵庫県職員定数条例の一部改正）

第1条 兵庫県職員定数条例（昭和35年兵庫県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「に勤務する者」の右に「(以下「派遣職員等」という。)」を加える。

第2条中「6,056人」を「6,156人（うち、538人は、派遣職員等）」に、「433人」を「438人（うち、101人は、派遣職員等）」に、「19,488人」を「19,593人」に改める。

附則第4項中「450人」を「495人」に、「55人」を「75人」に、「80人」を「95人」に改める。

(兵庫県病院事業職員定数条例の一部改正)

第2条 兵庫県病院事業職員定数条例(昭和35年兵庫県条例第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「6,292人」を「6,450人」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。



職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第9号

職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与等に関する条例(昭和35年兵庫県条例第42号)の一部を次のように改正する。

附則第3条第1項中「当分の間、職員(医師・歯科医師職給料表の適用を受ける職員及び防災監等を除く。)のうち次の各号に掲げる者の給料月額(職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(平成26年兵庫県条例第43号。以下「平成26年改正条例」という。)附則第8項から第11項までの規定により支給される給料の額を含む。以下この項において同じ。)は、第2章(職員の子育て支援に関する条例第19条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)、平成26年改正条例附則第8項から第11項まで及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年兵庫県条例第62号)第8条の規定により定められる額から、当該額に当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とし」を「平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間」に改め、同項各号を削り、同条第2項を削る。

附則第4条中「当分の間」を「平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間」に、「100分の20」を「100分の10」に改める。

附則第5条を削る。

附則第6条前段中「当分の間、」を「平成31年6月及び12月に支給する」に改め、同条後段を削り、同条を附則第5条とする。

附則第7条第2項中「附則第7条第1項」を「附則第6条第1項」に改め、同条第3項中「附則第7条第2項」を「附則第6条第2項」に改め、同条を附則第6条とする。

附則第8条を削る。

(公立学校教育職員等の給与に関する条例の一部改正)

第2条 公立学校教育職員等の給与に関する条例(昭和35年兵庫県条例第45号)の一部を次のように改正する。

附則第3条を削る。

附則第4条中「当分の間」を「平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間」に、「100分の20」を「100分の10」に改め、同条を附則第3条とする。

附則第5条を削る。

附則第6条第2項中「附則第6条第1項」を「附則第4条第1項」に改め、同条第3項中「附則第6条第2項」を「附則第4条第2項」に改め、同条を附則第4条とする。

附則第7条を削る。

(委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和35年兵庫県条例第24号)の一部を次のように改正する。

附則第4項、第5項の前の見出し及び同項から第7項までを削る。

(土地収用法によるあつせん委員及び仲裁委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 土地収用法によるあつせん委員及び仲裁委員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和35年兵庫県条例第62号)の一部を次のように改正する。

題名及び本則中促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

附則第3項を削る。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年兵庫県条例第55号）の一部を次のように改正する。

附則第3項を削る。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第6条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年兵庫県条例第62号）の一部を次のように改正する。

附則第4項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

2 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成24年兵庫県条例第39号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「附則第7条第2項」を「附則第6条第2項」に改める。

附則第5項中「附則第6条第2項」を「附則第4条第2項」に改める。

3 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年兵庫県条例第43号）の一部を次のように改正する。

附則第8項中「(第2条の規定による改正後の職員の給与等に関する条例附則第3条第1項、第4条の規定による改正後の公立学校教育職員等の給与に関する条例附則第3条第1項、第13条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例附則第3項又は第16条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例附則第4項の規定の適用がないものとした場合における給料月額をいう。以下この項及び次項において同じ。)」を削る。



特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第10号

特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第54号）の一部を次のように改正する。

附則第11項中「平成30年6月」を「平成31年6月」に、「100分の8」を「100分の5」に、「100分の5」を「100分の3」に、「100分の3」を「100分の2」に改める。

附則第12項中「平成30年4月分から平成31年3月分まで」を「平成31年4月分から平成32年3月分まで」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。



統計調査条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第11号

統計調査条例の一部を改正する条例

統計調査条例（平成20年兵庫県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「者」を「個人又は法人その他の団体」に改め、同条第3項中「者が」を「個人が」に改める。

第6条第1項中「者に対し」を「個人又は法人その他の団体に対し」に改める。

第9条第2号中「統計」を「県統計調査その他の統計」に改める。

第10条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(調査票情報の提供)」を付し、同条中「場合には」の右に「、知事等の規則(告示その他の規程を含む。以下同じ。)」で定めるところにより、これらの者からの求めに応じを加え、「これら」を「これら」に改め、同条第1号中「(告示その他の規程を含む。以下同じ。)」を削り、同条に次の3項を加える。

- 2 知事等は、前項(第1号を除く。以下この項及び次項において同じ。)の規定により調査票情報を提供したときは、知事等の規則で定めるところにより、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。
 - (1) 前項の規定により調査票情報の提供を受けた者の氏名又は名称
 - (2) 前項の規定により提供した調査票情報に係る県統計調査の名称
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、知事等の規則で定める事項
- 3 第1項の規定により調査票情報の提供を受けた者は、当該調査票情報を利用して統計の作成等を行ったときは、知事等の規則で定めるところにより、遅滞なく、作成した統計又は行った統計的研究の成果を当該調査票情報を提供した知事等に提出しなければならない。
- 4 知事等は、前項の規定により統計又は統計的研究の成果が提出されたときは、知事等の規則で定めるところにより、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。
 - (1) 第2項第1号及び第2号に掲げる事項
 - (2) 前項の規定により提出された統計若しくは統計的研究の成果又はその概要
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、知事等の規則で定める事項

第10条の次に次の1条を加える。

第10条の2 知事等は、前条第1項に定めるもののほか、知事等の規則で定めるところにより、一般からの求めに応じ、その行った県統計調査に係る調査票情報を学術研究の発展に資する統計の作成等その他の知事等が行った県統計調査に係る調査票情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等として知事等の規則で定めるものを行う者に提供することができる。

- 2 前条第2項及び第4項の規定は前項の規定により調査票情報を提供した知事等について、同条第3項の規定は前項の規定により調査票情報の提供を受けた者について、それぞれ準用する。この場合において、同条第2項中「前項(第1号を除く。以下この項及び次項において同じ。)」とあり、同項第1号及び第2号中「前項」とあり、並びに同条第3項中「第1項」とあるのは、「次条第1項」と読み替えるものとする。

第11条中「、学術研究の発展に資すると認める場合その他知事等の規則で定める場合には」を削り、「統計の作成等」を「学術研究の発展に資する統計の作成等その他の知事等が行った県統計調査に係る調査票情報を利用して行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等として知事等の規則で定めるもの」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 知事等は、前項の規定により統計の作成等を行うこととしたときは、知事等の規則で定めるところにより、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。
 - (1) 前項の規定により統計の作成等の委託をした者の氏名又は名称
 - (2) 前項の規定により統計の作成等に利用する調査票情報に係る県統計調査の名称
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、知事等の規則で定める事項
- 3 知事等は、第1項の規定により統計の作成等を行ったときは、知事等の規則で定めるところにより、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。
 - (1) 前項第1号及び第2号に掲げる事項
 - (2) 第1項の規定により作成した統計若しくは行った統計的研究の成果又はその概要
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、知事等の規則で定める事項

第12条第3項中「、学術研究の発展に資すると認める場合その他知事等の規則で定める場合には」を削り、「匿名データを」の右に「学術研究の発展に資する統計の作成等その他の匿名データの提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等として知事等の規則で定めるものを行う者に」を加え、同条に次の1項を加える。

- 4 第10条第2項及び第4項の規定は前項の規定により匿名データを提供した知事等について、同条第3項の規定は前項の規定により匿名データの提供を受けた者について、それぞれ準用する。この場合において、同条第2項中「前項(第1号を除く。以下この項及び次項において同じ。)」とあり、同項第1号及び第2号中「前項」とあり、並びに同条第3項中「第1項」とあるのは「第12条第3項」と、同条第2項及び第3項中「調査票情報」とあるのは「匿名データ」と読み替えるものとする。

第13条中「第11条の規定により知事等に委託をする者又は前条第3項の規定により匿名データの提供を受ける者は、次」を「次の各号に掲げる者は、当該各号」に改め、同条第2号ア中「1,850円の範囲内で知事等の規則で定める額」を「2,000円」に改め、同号イ中「8,500円の範囲内で知事等の規則で定める額」を「4,500円」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号中「第11条」を「第11条第1項」に改め、同号ア中「5,900円の範囲内で知事等の規則で定める額」を「4,400円」に改め、同号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(i) 第10条の2第1項の規定により調査票情報の提供を受ける者 次に掲げる額の合計額

ア 調査票情報の提供に要する時間1時間までごとに4,400円

イ 調査票情報の提供の方法に応じ、実費を勘案して知事等の規則で定める額

第14条第1項中「措置」の右に「として知事等の規則で定めるもの」を加え、同項第1号中「第10条」を「第10条第1項又は第10条の2第1項」に改める。

第15条第1項第1号及び第2号中「第10条」を「第10条第1項又は第10条の2第1項」に改め、同条第2項中「第10条」を「第10条第1項若しくは第10条の2第1項」に改める。

第18条中「同条各号」を「同項各号」に、「自己」を「自己」に改める。

第19条第1号中「者の」を「個人又は法人その他の団体の」に改める。

第20条第1号中「者」を「個人又は法人その他の団体（法人その他の団体にあつては、その役職員又は構成員として当該行為をした者）」に、同条第3号中「自己」を「自己」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年5月1日から施行する。

(調査票情報の提供等の手続に関する経過措置)

2 改正後の統計調査条例（以下「新条例」という。）第10条第2項から第4項まで（これらの規定を新条例第10条の2第2項及び第12条第4項において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第10条第1項（第1号を除く。）若しくは第10条の2第1項の規定により行われた求めに応じ、新条例第2条第3項に規定する調査票情報を提供した場合又は新条例第12条第3項の規定により行われた求めに応じ、新条例第2条第4項に規定する匿名データを提供した場合について適用する。

3 新条例第11条第2項及び第3項の規定は、施行日以後に同条第1項の規定により行われた委託に応じ、新条例第9条第1号に規定する統計の作成等を行うこととした場合について適用する。

(処分等の効力)

4 施行日前に改正前の統計調査条例の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、新条例に相当の規定のあるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新条例の相当の規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

5 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。



兵庫県立生活創造センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第12号

兵庫県立生活創造センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

兵庫県立生活創造センターの設置及び管理に関する条例（平成20年兵庫県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条の表兵庫県立神戸生活創造センターの項中「中央区東川崎町1丁目」を「長田区二葉町5丁目」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。



児童相談所の名称、位置及び所管区域を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第13号

児童相談所の名称、位置及び所管区域を定める条例の一部を改正する条例

児童相談所の名称、位置及び所管区域を定める条例（平成12年兵庫県条例第22号）の一部を次のように改正する。

本則の表中央こども家庭センターの項所管区域の欄中「明石市 洲本市」を「洲本市」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。



法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第14号

法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例等の一部を改正する条例

（法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例の一部改正）

第1条 法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例（平成24年兵庫県条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改め、同項の表1の項中「第52条第1項」を「第52条の2第1項」に、「第52条第5項」を「第52条の2第1項の規定により読み替えて適用される省令第52条第5項」に改め、同表2の項中「省令第53条」を「省令第53条の2第1項」に、「並びに第53条」を「並びに第53条の2第1項の規定により読み替えて適用される省令第53条」に改め、同表3の項中「省令第54条」を「省令第54条の2第1項」に、「及び第54条」を「及び第54条の2第1項の規定により読み替えて適用される省令第54条」に改め、同表4の項中「省令第55条」を「省令第55条の2第1項」に、「及び第55条」を「及び第55条の2第1項の規定により読み替えて適用される省令第55条」に改める。

（法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例等の一部を改正する条例（平成30年兵庫県条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成30年」を「平成29年」に、「同条に規定する厚生労働省令で」を「介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成30年厚生労働省令第30号）第42条に」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。



がん対策推進条例をここに公布する。

平成31年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第15号

がん対策推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 がん対策推進計画（第8条）

第3章 がんの予防及び早期発見の推進、がん医療の充実等

第1節 がんの予防及び早期発見の推進（第9条・第10条）

第2節 がん医療の充実（第11条）

第3節 がんの特性に配慮したがん対策の推進（第12条—第16条）

第4節 がん登録等の推進等（第17条—第19条）

第4章 がんにかんも罹患しても安心して暮らせる環境の整備（第20条—第25条）

第5章 雑則（第26条・第27条）

附則

がんは、昭和53年に県民の死亡原因の第1位となり、その後も食を含む生活習慣の変化や高齢化の進展などにより、がんにかんも罹患する者が増加の一途をたどる中、県は、昭和62年に全国に先駆けて、「ひょうご対がん戦略」を策定し、総合的ながん対策を進めてきたが、依然としてがん検診の受診率の向上などの改善すべき課題が残されている。

また、がんに係る医療（以下「がん医療」という。）に関する技術の近年の進歩により、がんは「不治の病」から「長く付き合う病気」に変化しており、その療養中の生活の質の向上も課題となっている。

一方で、がんの進行度、発見の経緯、治療の内容などの罹患に関する情報が全国的に収集され、その体系的な整備が進められ、がんに関する調査研究が、がん医療の質の向上やがんの予防などに貢献することも期待されるようになってきている。

これらの状況を踏まえ、地域社会の構成員が一体となって、がん対策をより一層推進していくため、この条例を制定する。

第1章 総則

（がん対策の基本方針）

第1条 がん対策は、がんの予防及び早期発見の推進並びにがん医療の充実に総合的に取り組むことにより推進されなければならない。

2 がん対策は、がんに関する研究を推進するとともに、がんの予防、診断、治療等に係る技術の向上その他の研究の成果を普及し、活用し、及び発展させることにより推進されなければならない。

3 がん対策は、県民ががんにかんも罹患しても治療と就労、就学その他の社会生活とを両立することができ、安心して暮らせる環境を整備することを目指して推進されなければならない。

4 がん対策は、年齢、性別、心身の状態その他の県民それぞれが置かれている状況に応じたがん医療の提供及び必要な支援が受けられるよう推進されなければならない。

5 がん対策は、がんにかんも罹患している者（以下「がん患者」という。）及びがんにかんも罹患したことのある者並びにこれらの者の家族（以下「がん患者等」という。）その他の県民の意見が十分に尊重されつつ推進されなければならない。

6 がん対策は、国、県、市町、医療保険者（がん対策基本法（平成18年法律第98号。以下「法」という。）第5条に規定する医療保険者をいう。以下同じ。）、医療従事者その他の医療関係者、事業者その他の関係者及び県民の参画と協働により推進されなければならない。

（県の責務）

第2条 県は、前条に定める基本方針（以下「基本方針」という。）にのっとり、がん対策の推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

（市町の責務）

第3条 市町は、基本方針にのっとり、その地域の特性に応じたがん対策の推進に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

（医療保険者の責務）

第4条 医療保険者は、基本方針にのっとり、県及び市町が実施するがんの予防及び早期発見の推進その他のがん対策の推進に関する施策に協力しなければならない。

（医療関係者の責務）

第5条 医療関係者は、基本方針にのっとり、県及び市町が実施するがん対策の推進に関する施策に協力し、がんの予防及び早期発見に努めるとともに、がん患者等の置かれている状況を深く認識し、良質かつ適切ながん医療を提供しなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者（他人を使用して事業を営む者に限る。第24条第2項を除き、以下同じ。）は、基本方針にのっとり、その従業員ががんの早期発見及びがんの治療と就労との両立に取り組むことができるよう、必要な措置を講じなければならない。

（県民の責務）

第7条 県民は、基本方針にのっとり、がんの予防に必要な注意を払い、がん検診を受けること等によりがんの早期発見に努めなければならない。

2 県民は、がんに関する正しい知識を持ち、がん患者等に関する理解を深めるよう努めなければならない。

第2章 がん対策推進計画

第8条 知事は、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、がん対策の推進に関する計画（以下「がん対策推進計画」という。）を定めなければならない。

2 がん対策推進計画は、次に掲げる事項について定める。

- (1) がん対策の推進に関する基本的な目標に関する事項
- (2) がん対策の推進に関する施策の基本的な方針
- (3) がん対策の推進に関する基本的な取組
- (4) 前3号に掲げるもののほか、がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、がん対策推進計画を定めようとするときは、健康づくり推進条例（平成23年兵庫県条例第14号）第23条第1項の規定により設置する健康づくり審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。

4 知事は、がん対策推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、がん対策推進計画の変更について準用する。

6 審議会は、がん対策の推進に関して必要と認める事項について、知事に建議することができる。

第3章 がんの予防及び早期発見の推進、がん医療の充実等

第1節 がんの予防及び早期発見の推進

（がんの予防の推進）

第9条 県民は、食生活、運動、休養等の健康な生活習慣を確立することにより、がんの予防に努めなければならない。

2 県及び市町は、生活習慣が健康に及ぼす影響、がんの原因となるおそれのある感染症等のがんの予防に関する正しい知識の普及及び啓発に取り組むとともに、がんの予防のための環境の整備に取り組むものとする。

3 県は、受動喫煙の防止等に関する条例（平成24年兵庫県条例第18号）で定めるところにより、県民の受動喫煙の防止を図るものとする。

（がんの早期発見の推進）

第10条 県民は、必要に応じ、がん検診を受けることにより、がんの早期発見に努めなければならない。

2 県は、がん検診を受けることの必要性に関する知識の普及及び啓発に取り組むとともに、がん検診に関する事業評価の実施、がん検診に携わる医療関係者に対する研修の機会の確保等を行うことによりがん検診の質の向上を図るものとする。

3 市町は、がん検診を受けることの必要性に関する知識の普及及び啓発に取り組むとともに、休日又は夜間におけるがん検診の実施その他の県民ががん検診を受けやすい環境の整備に取り組むものとする。

4 医療保険者は、がん検診を受けることの必要性に関する知識の普及及び啓発に取り組まなければならない。

5 医療関係者は、がん検診の業務に従事するときは、国が定めるがん検診に関する指針に基づき的確に当該業務を行わなければならない。

6 事業者は、定期的に行う健康診断に併せてがん検診を実施する等のその従業員ががん検診を受ける機会を確保するために必要な措置を講ずるとともに、その従業員の家族ががん検診を受ける機会を確保することができるよう配慮しなければならない。

第2節 がん医療の充実

第11条 医療関係者は、がん診療連携拠点病院（地域のがん医療の中核となる病院として厚生労働大臣が指定するもの及びこれに準拠した機能を有する病院として知事が指定するものをいう。以下同じ。）その他の医療機関と連携し、がん患者の心身の状態に応じた良質かつ適切ながん医療を提供しなければならない。

2 県は、がん患者が居住する地域にかかわらず、等しく心身の状態に応じた良質かつ適切ながん医療を受けることができるよう、次に掲げる事項に取り組むものとする。

- (1) がん診療連携拠点病院におけるがん医療を提供する体制の整備及び機能の強化への支援
- (2) がん診療連携拠点病院を中心として関係医療機関が連携してがん医療を提供する体制の整備

3 高度ながん医療の提供を行う医療機関は、遺伝子情報に基づく治療、患者への負担が軽減される放射線治療、科学的に有効性が証明された免疫の機能を利用する治療等を行う先端的な技術を用いる医療（以下「先端医療」という。）を提供する体制の充実に努めなければならない。

第3節 がんの特性に配慮したがん対策の推進

（小児がんその他の若年において罹患するがんに係るがん対策の推進）

第12条 県は、小児がんその他の若年において罹患するがん（以下「小児がん等」という。）に係るがん対策を推進するため、小児がん拠点病院（地域の小児がんに係る医療の中核となる病院として厚生労働大臣が指定するものをいう。）とがん診療連携拠点病院その他の医療機関との間の連携の推進に取り組むものとする。

2 医療関係者は、小児がん等に係る医療の提供に当たっては、がん患者の発育又は生殖機能への影響その他のがん又はがんの治療に起因する影響に配慮しなければならない。

（高齢のがん患者に係るがん対策の推進）

第13条 県は、多くの高齢のがん患者ががん以外の疾患を有すること等を踏まえ、当該がん患者の心身の状態に応じたがん医療の提供に対する支援を行うものとする。

2 医療関係者は、高齢のがん患者に係る医療の提供に当たっては、当該がん患者のがん以外の疾患の有無その他の心身の状態に応じたがん医療を提供しなければならない。

（女性に特有のがんに係るがん対策の推進）

第14条 県及び市町は、乳がん、子宮がんその他の女性に特有のがんに若年者も多く罹患する状況を踏まえ、女性に特有のがんに係るがん検診を受けることの必要性に関する知識の普及及び啓発に取り組む等、当該がんの予防及び早期発見に取り組むものとする。

2 医療関係者は、県及び市町の行う女性に特有のがんに係るがん対策に協力するとともに、女性の医療従事者を配置する等、女性ががん検診を受けやすい体制及び女性がん医療の提供を受けやすい体制の整備に取り組まなければならない。

（肝がんに係るがん対策の推進）

第15条 県及び市町は、肝がんの予防に資するため、肝炎ウイルスに感染した者が適切な医療の提供を受けるための支援を行うものとする。

（石綿による健康被害に起因するがんに係るがん対策の推進）

第16条 県及び市町は、石綿による健康被害に起因するがんの早期発見に資するため、石綿による健康被害のおそれのある者が適切な医療の提供を受けるための支援を行うものとする。

第4節 がん登録等の推進等

（がん登録等の推進）

第17条 県、市町及び医療関係者は、がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）第2条第2項に規定するがん登録によりがんの罹患、診療、転帰等に関する情報を収集し、その得られた情報を科学的知見に基づくがん医療の実施その他のがん対策に活用しなければならない。

（先端医療等に係る研究の推進）

第18条 県は、がんに係る先端医療、罹患している者の少ないがん及び治療が特に困難であるがんに関する研究の進捗状況の把握に努め、その情報をがん診療連携拠点病院その他の医療機関に提供するものとする。

2 がん診療連携拠点病院その他の高度ながん医療の提供を行う医療機関は、国が定める医学研究に関する指針等を遵守し、前項の規定により提供された情報その他のがんに関する最新の知見に基づいた臨床研究（医薬品、医療機器等を人に対して用いることにより、当該医薬品、医療機器等の有効性又は安全性を明らかにする研究をいう。）の推進に努めなければならない。

（その他がんの予防及び早期発見の推進、がん医療の充実等のための措置）

第19条 第9条から前条までに定めるもののほか、県、市町、医療保険者、医療関係者、事業者その他の関係者は、がんの予防及び早期発見の推進、がん医療の充実等のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第4章 がん罹患しても安心して暮らせる環境の整備

（がん患者の療養生活の質の維持向上）

第20条 県は、がん診療連携拠点病院その他の医療機関と連携し、次に掲げる取組その他のがん患者の療養生活の質の維持向上を図るための取組を行うものとする。

(1) 緩和ケア（がん患者に係る身体的若しくは精神的な苦痛又は社会生活上の不安を緩和することによりその療養生活の質の維持向上を図ることを主たる目的とする治療その他の行為をいう。以下同じ。）又は在宅におけるがん医療に携わる医療従事者を育成すること。

(2) 県民に対して緩和ケア又は在宅におけるがん医療に関する知識の普及及び啓発を図ること。

(3) 県民に対してがんに関する相談窓口を周知するとともに、がんに関する相談窓口における相談機能の強化を図ること。

2 市町は、県民に対して緩和ケア又は在宅におけるがん医療に関する知識の普及及び啓発を図ること等により、がん患者の療養生活の質の維持向上に取り組むものとする。

3 医療関係者は、次に掲げる取組その他のがん患者の療養生活の質の維持向上を図るための取組を行わなければならない。

- (1) がん患者等の状況に応じて緩和ケアを診断の時から適切に提供すること。
- (2) がん患者等の意向を踏まえた適切な在宅におけるがん医療を提供すること。
- (3) がんに関する相談窓口の設置、患者団体（がん患者等により構成される団体その他のがん患者等の支援に関する活動を行う団体をいう。以下同じ。）等と連携した相談の実施等によりがん患者等からの相談に適切に対応すること。

（治療等と就労の両立）

第21条 県は、事業者に対し、がん患者又はがん患者を看護する者の就労に関する知識の普及及び啓発その他の必要な支援を行うことにより、がんの治療又はがん患者の看護と就労との両立の推進に取り組むものとする。

2 事業者は、その従業員又は従業員の家族ががん^りに罹患しても、当該従業員が治療又は家族の看護と就労とを両立することができるよう、休暇の取得の促進、代替職員の確保その他の必要な措置を講じなければならない。

（治療と就学の両立）

第22条 県、市町、医療関係者及び学校教育の関係者は、療養中の小児がん等に罹患した者が学校教育を受けることができる環境を整備することにより、がんの治療と就学との両立の推進に取り組まなければならない。

（がんに関する教育の推進）

第23条 県及び市町は、がんに関する正しい知識及びがん患者等に関する理解を県民が深めることができるよう、医療関係者、患者団体並びに学校教育及び社会教育の関係者と連携し、がんに関する教育の推進に取り組むものとする。

（がん患者等の負担の軽減に資する商品及びサービスの開発及び提供）

第24条 県は、県民ががん^りに罹患した場合に身体的、精神的又は経済的な負担が生じることを踏まえ、がん患者等のこれらの負担の軽減に資する質の高い商品及びサービスの開発及び提供が促進されるよう必要な支援に取り組むものとする。

2 事業者は、その活動ががん患者等の身体的、精神的又は経済的な負担の軽減に寄与し得ることを認識し、これらの負担の軽減に資する質の高い商品及びサービスの開発及び提供に努めなければならない。

（その他がん^りに罹患しても安心して暮らせる環境を整備するための措置）

第25条 第20条から前条までに定めるもののほか、県、市町、医療保険者、医療関係者、事業者その他の関係者は、がん^りに罹患しても安心して暮らせる環境を整備するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第5章 雑則

（行財政上の措置等）

第26条 県は、がん対策を推進するため、行政上又は財政上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

（補則）

第27条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に法第12条第1項の規定により定められている計画は、第8条第1項の規定により定められたがん対策推進計画とする。

（附属機関設置条例の一部改正）

3 附属機関設置条例（昭和36年兵庫県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表健康づくり審議会の項中「重要事項」の右に「及びがん対策推進条例（平成31年兵庫県条例第15号）によるがん対策の推進に関する重要事項」を加え、「及び当該」を「並びにこれらの」に改める。



受動喫煙の防止等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月19日

兵庫県知事 井戸敏三

受動喫煙の防止等に関する条例の一部を改正する条例

(受動喫煙の防止等に関する条例の一部改正)

第1条 受動喫煙の防止等に関する条例（平成24年兵庫県条例第18号）の一部を次のように改正する。

目次中

「

第2章 受動喫煙の防止等（第9条—第20条）

」

を

「

第2章 受動喫煙の防止等（第9条—第20条）

第2章の2 たばこの煙により健康を損なうおそれが高い者の保護（第20条の2・第20条の3）

」

に、「・第22条」を「—第22条」に、「—第25条」を「・第24条」に改める。

第1条第1項中「他人のたばこの煙を吸わされる」を「人が他人の喫煙（人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙（蒸気を含む。以下同じ。）を発生させることをいう。以下同じ。）によりたばこから発生した煙にさらされる」に改める。

第2条第1項中「とりわけ未成年者」を「とりわけ20歳未満の者と妊娠中の者（以下「妊婦」という。）」に改め、「にさらされること」を削り、同条第3項中「ことを」の右に「主たる」を加え、「対象施設以外の私的な区域における喫煙を制限するものではないという」を「受動喫煙の防止等に対する」に改める。

第9条第1項中「喫煙する」を「喫煙をする」に改め、同条第3項中「第1項」を「別表第1の15及び16に掲げる対象施設」に、「喫煙してはならない」を「喫煙をしてはならない」に改め、同条第4項中「煙が」の右に「建物内の」を加え、同条第5項中「2から8まで」を「3及び8」に、「前各項」を「第1項及び第2項」に、「建物内」を「敷地内」に改め、同条に次のように加える。

6 第1項の施設管理者は、建物等への出入り、自動車の乗降、待合いその他の人が相互に近接する利用が想定される当該対象施設内の場所については、受動喫煙防止区域以外の区域であっても、吸い殻入れ等を設置しないなど受動喫煙の防止等に関して必要な措置を講じなければならない。

第10条を次のように改める。

第10条 別表第1の2、4から6まで及び29の2に掲げる対象施設の施設管理者は、前条第1項の規定にかかわらず、当分の間、受動喫煙防止区域について屋外喫煙区域（対象施設の屋外の区域の一部の区域のうち、施設管理者によって区画され、受動喫煙の防止等のために必要な措置として規則で定めるものがとられた区域をいう。）を設置し、その区域を喫煙をすることができる区域（以下「喫煙区域」という。）とすることができる。

2 前項の施設管理者は、同項の規定により喫煙区域を設ける場合において、当該喫煙区域に20歳未満の者及び妊婦を立ち入らせてはならない。

3 前条第2項の規定は、第1項の規定により設けられる喫煙区域については、適用しない。

4 第1項の施設管理者は、同項の規定により喫煙区域を設ける場合において、規則で定めるところにより、当該喫煙区域の入口に、次に掲げる事項を表示しなければならない。

- (1) 喫煙区域である旨
- (2) 喫煙区域への20歳未満の者及び妊婦の立入りが禁止されている旨
- (3) その他規則で定める事項

第11条第1項中「9から」の右に「29まで及び30から」を加え、同条第2項第1号中「喫煙室」の右に「（専ら喫煙のために利用されることを目的とする室をいい、たばこの煙が受動喫煙防止区域に直接排出されることがない構造又は設備として規則で定めるものを有するものに限る。）」を加え、同項第2号及び第3号中「喫煙する」を「喫煙をする」に改め、同条第5項中「未成年者」を「20歳未満の者及び妊婦」に改め、同条第7項を次のように改める。

7 第1項の施設管理者は、同項の規定により喫煙区域を設ける場合において、規則で定めるところにより、当該対象施設を利用し、又は利用しようとする者の目につきやすい場所に第1号及び第2号に掲げる事項を、喫煙区域の入口に第3号に掲げる事項を表示しなければならない。この場合において、第9条第3項の規定は、適用しない。

- (1) 受動喫煙防止区域の一部に喫煙区域を設けている旨

(2) 受動喫煙防止区域（喫煙区域を除く。）において喫煙をしてはならない旨

(3) 喫煙区域である旨

第12条第1項中「喫煙する」を「喫煙をする」に改め、同条第4項中「未成年者」を「20歳未満の者及び妊婦」に改め、同条第6項中「、第9条第3項の表示に代えて」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第9条第3項の規定は、適用しない。

第12条第6項各号中「喫煙してはならない」を「喫煙をしてはならない」に改める。

第13条第2項中「未成年者」を「20歳未満の者及び妊婦」に改め、同条第4項中「、第9条第3項の表示に代えて」を削り、「喫煙する」を「喫煙をする」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第9条第3項の規定は、適用しない。

第14条中「喫煙する」を「喫煙をする」に改める。

第15条第1項中「喫煙する」を「喫煙をする」に改め、同条第2項中「未成年者」を「20歳未満の者」に、「喫煙する」を「喫煙をする」に改める。

第16条第1項中「次項」の右に「及び第18条第5項」を加え、「喫煙してはならない」を「喫煙をしてはならない」に改め、同条第2項中「喫煙している」を「喫煙をしている」に改め、同条に次の2項を加える。

3 何人も、別表第1の1、3及び8に掲げる対象施設の敷地の周囲において喫煙をしてはならない。

4 20歳未満の者及び妊婦は、第1項の喫煙区域に立ち入ってはならない。

第18条第2項中「第10条第4項（第11条第7項において準用する場合を含む。）」を「第11条第7項」に改め、同条に次の1項を加える。

5 知事は、第16条第1項の規定に違反して、喫煙をしている者に対し、喫煙の中止又は受動喫煙防止区域からの退出を命ずることができる。

第2章の次に次の1章を加える。

第2章の2 たばこの煙により健康を損なうおそれが高い者の保護

(20歳未満の者等の受動喫煙の防止)

第20条の2 何人も、たばこの煙が、とりわけ発育の過程にある20歳未満の者及び胎児の健康に悪影響を及ぼすものであることから、20歳未満の者及び妊婦に受動喫煙を生じさせないようにしなければならない。

2 何人も、20歳未満の者及び妊婦と同室する住宅の居室内、これらの者と同乗する自動車の車内その他これらの者に受動喫煙を生じさせる場所として規則で定める場所においては、喫煙をしてはならない。

(妊婦の喫煙の禁止)

第20条の3 妊婦は、喫煙をしてはならない。

第21条の次に次の1条を加える。

(法律との適用関係)

第21条の2 喫煙をしてはならない区域の設定、喫煙区域への立入りの制限、喫煙の制限、違反行為に対する過料その他受動喫煙の防止等に関する規制について、法律にこの条例と同等以上の内容の定めがあるときは、当該法律の定めによる。

第23条を次のように改める。

(過料)

第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第18条第4項の規定による命令に従わなかった者

(2) 第21条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をした者又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

2 第18条第5項の規定による命令に違反した者は、2万円以下の過料に処する。

第24条中「罰する」及び「罰金刑を科する」を「過料に処する」に、「対しても」を「についても」に改める。

第25条を削る。

別表第1の2の項中「の公共的空間」を「及び敷地内の区域」に改め、同表3の項中「建物内」の右に「及び敷地内」を加え、同表4の項及び5の項中「の公共的空間」を「及び敷地内の区域」に改め、同表6の項及び7の項を次のように改める。

6	官公庁施設（1、3及び8に掲げる対象施設の区分に該当するものを除く。）	当該施設の建物内及び敷地内の区域
7	削除	

別表第1の8の項中「建物内」の右に「及び敷地内」を加え、同表29の項の次に次のように加える。

29の2	介護老人保健施設、介護医療院又は難病相談支援センター	当該施設の建物内及び敷地内の区域
------	----------------------------	------------------

別表第1の30の項中「及び8」を「、8及び29の2」に改め、同表備考1(2)中「たばこを」を削り、「喫煙させる」を「喫煙をさせる」に改める。

第2条 受動喫煙の防止等に関する条例の一部を次のように改正する。

目次中「第20条」を「第18条」に、「第2章の2」を「第3章」に、「第20条の2・第20条の3」を「第19条・第20条」に、「第3章」を「第4章」に、「第22条」を「第23条」に、「第4章」を「第5章」に、「第23条・第24条」を「第24条・第25条」に改める。

第1条第2項中「不特定又は」を削る。

第9条第1項中「別表第1」を「別表」に改め、「対象施設」の右に「(同表の11、14及び35に掲げる対象施設であって、これらの対象施設を利用する者に対して、喫煙をする場所を提供することを主たる目的とするものとして規則で定めるもの(以下「喫煙目的施設」という。)を除く。)」を加え、同条第3項中「別表第1の15及び16」を「別表の14」に改め、同条第5項中「別表第1」を「別表」に、「及び8」を「及び7」に改める。

第10条第1項中「別表第1」を「別表」に、「及び29の2」を「、23から25まで及び27」に改める。

第11条及び第12条を次のように改める。

第11条 別表の8、9、11から26まで及び28から35までに掲げる対象施設（喫煙目的施設を除く。）の施設管理者は、第9条第1項の規定にかかわらず、当分の間、受動喫煙防止区域について喫煙室（専ら喫煙のために利用されることを目的とする室をいい、たばこの煙が受動喫煙防止区域に直接排出されることがない構造又は設備として規則で定めるものを有するものに限る。）を設置し、その区域を喫煙区域とすることができる。

2 前項の施設管理者は、同項の規定により喫煙区域を設ける場合において、当該喫煙区域に20歳未満の者及び妊婦を立ち入らせてはならない。

3 第9条第2項の規定は、第1項の規定により設けられる喫煙区域については、適用しない。

4 第1項の施設管理者は、同項の規定により喫煙区域を設ける場合において、規則で定めるところにより、当該対象施設を利用し、又は利用しようとする者の目につきやすい場所に、次に掲げる事項を表示しなければならない。この場合において、第9条第3項の規定は、適用しない。

(1) 受動喫煙防止区域の一部に喫煙区域を設けている旨

(2) 受動喫煙防止区域（喫煙区域を除く。）において喫煙をしてはならない旨

(3) その他規則で定める事項

5 第1項の施設管理者は、同項の規定により喫煙区域を設ける場合において、規則で定めるところにより、当該喫煙区域の入口に、前条第4項各号に掲げる事項を表示しなければならない。

(喫煙目的施設における措置)

第12条 喫煙目的施設の施設管理者は、当該喫煙目的施設の建物内の区域の一部又は全部を喫煙区域とすることができる。

2 前項の施設管理者は、同項の規定により喫煙目的施設の建物内の区域の一部に喫煙区域を設ける場合においては、受動喫煙の防止等を図るため、その管理する喫煙目的施設の建物内の喫煙区域以外の区域を喫煙をすることができない区域としなければならない。

3 第1項の規定により喫煙目的施設の建物内の区域の一部に設ける喫煙区域は、次に掲げる方法により、たばこの煙が前項の喫煙をすることができない区域に直接排出されることがないように設けなければならない。

(1) 規則で定めるところにより、喫煙目的施設の建物内の同一の階にある室を喫煙をすることができる室

と喫煙をすることができない室に区分する方法

(2) 規則で定めるところにより、喫煙目的施設の建物内を喫煙をすることができる階と喫煙をすることができない階に区分する方法

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める方法

4 第1項の施設管理者は、同項の規定により喫煙区域を設ける場合において、当該喫煙区域に20歳未満の者及び妊婦を立ち入らせてはならない。

5 第1項の施設管理者は、第2項の喫煙をすることができない区域に吸い殻入れ等を設置してはならない。

6 前条第4項及び第5項の規定は、第1項の施設管理者が、同項の規定によりその管理する喫煙目的施設の建物内の区域の一部に喫煙区域を設ける場合について準用する。

7 第1項の施設管理者は、同項の規定によりその管理する喫煙目的施設の建物内の区域の全部に喫煙区域を設ける場合において、規則で定めるところにより、当該対象施設を利用し、又は利用しようとする者の目につきやすい場所に、次に掲げる事項を表示しなければならない。

(1) 喫煙をすることができる旨

(2) 喫煙区域への20歳未満の者及び妊婦の立入りが禁止されている旨

(3) その他規則で定める事項

第13条を削り、第14条を第13条とする。

第15条を削る。

第16条第1項中「、第12条第1項前段又は第13条第1項」を「又は第12条第1項」に、「第18条第5項」を「第16条第5項」に改め、同条第2項中「別表第1」を「別表」に改め、同条第3項中「別表第1」を「別表」に、「及び8」を「及び7」に改め、同条を第14条とする。

第17条を第15条とする。

第18条第1項中「別表第1」を「別表」に、「第11条第2項及び第3項前段並びに第12項第1項後段及び第3項前段」を「第11条第1項並びに第12条第2項、第3項及び第5項」に改め、同条第2項中「別表第1」を「別表」に、「、第11条第7項、第12条第6項、第13条第4項及び第16条第2項」を「及び第14条第2項」に改め、同条第5項中「第16条第1項」を「第14条第1項」に改め、同条を第16条とする。

第19条を第17条とし、第2章中第20条を第18条とする。

第2章の2中第20条の2を第19条とし、第20条の3を第20条とする。

第21条第1項中「別表第1」を「別表」に改め、「第13条」を「第12条」に、「第16条第2項」を「第14条第2項」に改める。

第24条を第25条とする。

第23条第1項第1号中「第18条第4項」を「第16条第4項」に改め、同条第2項中「第18条第5項」を「第16条第5項」に改め、第4章中同条を第24条とする。

第4章を第5章とする。

第3章中第22条を第23条とし、第21条の2を第22条とする。

第3章を第4章とし、第2章の2を第3章とする。

別表第1中「第13条、第16条、第18条」を「第11条、第14条、第16条」に改め、同表6の項中「及び8」を「及び7」に改め、同表の7の項から35の項までを次のように改める。

7	児童福祉施設、母子・父子福祉施設その他これらに類するもの（保育所その他これに類するもの及び認定こども園を除く。）	当該施設の建物内及び敷地内の区域
8	公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供する施設	当該施設の建物（鉄道の駅の屋外のプラットフォームを含む。）内の区域
9	旅客の運送の用に供する列車又は船舶（県内に航路の起点及び終点があるものに限る。）	当該施設（宿泊の用に供する個室の客室を除く。）の区域
10	旅客の運送の用に供する自動車その他の車両又は航空機	当該施設の区域

11	物品販売業を営む店舗	当該施設の建物内の区域
12	金融機関の店舗	当該施設の建物内の区域
13	宿泊施設	当該施設の建物（客室を除く。）内の区域
14	飲食店（34に該当するものを除く。）	当該施設の建物内の区域
15	理容所又は美容所	当該施設の建物内の区域
16	公衆浴場	当該施設の建物内の区域
17	冠婚葬祭業を営む施設	当該施設の建物内の区域
18	火葬場又は納骨堂	当該施設の建物内の区域
19	集会場又は公会堂	当該施設の建物内の区域
20	展示場	当該施設の建物内の区域
21	図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの	当該施設の建物内の区域
22	劇場、映画館又は演芸場	当該施設の建物内の区域
23	観覧場	当該施設の建物内及び敷地内の区域
24	運動施設	当該施設の建物内及び敷地内の区域
25	動物園、植物園、遊園地、都市公園、自然公園その他これらに類するもの	当該施設の建物内及び敷地内の区域
26	遊技場、競馬場、競馬場外の勝馬投票券発売所その他これらに類するもの	当該施設の建物内の区域
27	介護老人保健施設、介護医療院又は難病相談支援センター	当該施設の建物内及び敷地内の区域
28	社会福祉施設その他これらに類するもの（1、7及び27に掲げる対象施設を除く。）	当該施設の建物内の区域
29	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	当該施設の建物内の区域
30	郵便事業、電気通信事業、水道事業、電気事業、ガス事業又は熱供給事業の営業所	当該施設の建物内の区域
31	駐車場	当該施設の建物内の区域
32	貸会議室業を営む施設	当該施設の建物内の区域
33	1 から 5 まで及び 7 から 32 までに掲げる対象施設以外のサービス業を営む施設	当該施設の建物内の区域
34	同一の建物内に複数の店舗等が存在する対象施設内の共用部分及び共用部分と壁等により区画されていない部分	当該部分
35	1 から 34 までに掲げる対象施設以外の対象施設	当該施設の建物内の区域

別表第1の36の項及び37の項を削り、同表備考1及び2を次のように改める。

備考1 この表の区域の欄に掲げる建物内の区域には、人の居住の用に供する区域その他これに準ずるも

のとして規則で定める区域を含まないものとする。

- 2 この表の13に掲げる対象施設の客室の区域とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業の施設の客室の区域（同条第3項に規定する簡易宿所営業の施設及び同条第4項に規定する下宿営業の施設の客室（個室を除く。）の区域を除く。）をいう。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年7月1日から施行する。ただし、第2条及び次項から附則第4項までの規定は、平成32年4月1日から施行する。
（既存小規模飲食店の特例）
- 2 第2条の規定による改正後の受動喫煙の防止等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表の14に掲げる対象施設のうち、健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第2条第2項に規定する既存特定飲食提供施設に該当するもの（以下「既存小規模飲食店」という。）の施設管理者は、改正後の条例第9条第1項の規定にかかわらず、当分の間、当該既存小規模飲食店の建物内の区域の一部又は全部を喫煙（改正後の条例第1条第1項に規定する喫煙をいう。以下同じ。）をすることができる区域（以下「喫煙区域」という。）とすることができる。
- 3 改正後の条例第12条第4項から第7項までの規定は、前項の規定により既存小規模飲食店の建物内の区域の一部又は全部に喫煙区域を設ける場合について準用する。
- 4 前項に規定する場合における改正後の条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる改正後の条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第14条第1項	又は第12条第1項	若しくは第12条第1項又は受動喫煙の防止等に関する条例の一部を改正する条例(平成31年兵庫県条例第16号。以下「改正条例」という。) 附則第2項
第14条第4項	第1項	改正条例附則第4項の規定により読み替えられた第1項
第16条第5項	第14条第1項	改正条例附則第4項の規定により読み替えられた第14条第1項
第21条第1項	第12条まで及び第14条第2項	第12条(改正条例附則第3項において準用する場合を含む。)まで及び第14条第2項並びに改正条例附則第2項
第24条第1項第2号	第21条第1項	第21条第1項(改正条例附則第4項において読み替えて適用する場合を含む。)
第24条第2項	第16条第5項	第16条第5項(改正条例附則第4項において読み替えて適用する場合を含む。)

（罰則に関する経過措置）

- 5 この条例（附則第1項ただし書に規定する規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。



森林環境事業基金条例をここに公布する。

平成31年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第17号

森林環境事業基金条例

（設置）

第1条 県は、市町が実施する森林の整備に関する事業の支援等を行う事業又は森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進その他の森林の整備の促進に関する事業（以下「森林環境事業」という。）の資金に充てるため、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第 号）第27条の規定により国から譲与される森林環境譲与税を活用し、森林環境事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立額）

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

- (1) 予算で定める額
- (2) 基金から生ずる収入額

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他确实有利な方法により保管するものとする。

（処分）

第4条 基金は、森林環境事業の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

（繰替運用等）

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、确实な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

2 知事は、基金の有利かつ効率的な運用のためその他の財政上の必要があると認めるときは、基金の全部又は一部を県債管理基金に積み立てることができる。

（補則）

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。



建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第18号

建築基準条例の一部を改正する条例

建築基準条例（昭和46年兵庫県条例第32号）の一部を次のように改正する。

目次中「第27条の11」を「第27条の12」に改める。

第4条中「次に」を「次の各号に」に改め、「建築物（）」の右に「当該各号に掲げる用途に供する部分の床面積の合計が、それぞれ200平方メートル以下（第5号に掲げる用途に供する建築物にあっては、当該用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以下）の建築物及び」を加え、同条第4号中「、公衆浴場又は物品販売業（物品加工修理業を含む。以下同じ。）を営む店舗（その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以下のものを除く。）を」を「又は公衆浴場」に改め、同条第7号中「その用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以下のもの及び」を削り、「除く」の右に「。第15条第3号において同じ」を加え、同号を同条第8号とし、同条第6号中「これらの用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートル以下のものを除く。」を削り、同号を同条第7号とし、同条第5号中「（その用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以下のものを除く。）」を削り、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 物品販売業（物品加工修理業を含む。以下同じ。）を営む店舗

第15条中「居室の用途に供する部分」の右に「（第24条第3号において「共同住宅の住戸等部分」という。）」を、「寝室の用途に供する部分」の右に「（同号において「寄宿舎の寝室部分」という。）」を加え、「次に掲げる建築物（）」を「次の各号に掲げる用途に供する建築物（当該各号に掲げる用途に供する部分の床面積の合計が、それぞれ200平方メートル以下（第1号に掲げる用途に供する建築物にあっては、当該用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以下）であるもの及び当該建築物の）」に改め、同条第1号を削り、同条第2号中「第4条第4号に掲げる」を削り、同号を同条第1号とし、同条第3号中「第4条第5号に掲げる」を削り、同号を同条第2号とし、同条に次の1号を加える。

- (3) 工場

第23条第1項本文中「建築物」の右に「（自動車車庫等の用途に供する部分（次条において「自動車車庫等部

分」という。)の床面積の合計が100平方メートル以下のものを除く。)を加える。

第24条に次のただし書を加える。

ただし、当該建築物の自動車車庫等部分の床面積の合計が150平方メートル以下である場合においては、この限りでない。

第24条第1号及び第2号中「自動車車庫等」を「自動車車庫等部分」に改め、同条第3号中「自動車車庫等の直上階」を「自動車車庫等部分のある階の上階」に、「床面積が50平方メートル」を「共同住宅の住戸等部分又は寄宿舍の寝室部分の床面積の合計が、それぞれ150平方メートル」に改め、「居住の用途に供する」及び「又は自動車車庫等の直上階から上の階が1以上ある場合」を削る。

第25条の見出し中「長屋」を「重層長屋」に改め、同条中「長屋(」を「重層長屋(住戸又は住室の垂直方向に他の住戸又は住室の全部又は一部を有する長屋をいい、」に改め、「耐火建築物を除く」の右に「。以下この条において同じ」を、「2(」の右に「延べ面積が200平方メートル未満の重層長屋(法第27条第1項第1号に規定する基準に従って警報設備を設けたものに限る。)、」を加え、「長屋又は」を「重層長屋又は」に、「長屋に」を「重層長屋に」に改める。

第10章の2中第27条の11を第27条の12とする。

第27条の10中「前2条」を「第27条の8及び第27条の9」に改め、同条を第27条の11とし、第27条の9の次に次の1条を加える。

(建築物の用途を変更して一時的に興行場等又は特別興行場等として使用する場合の適用の除外)

第27条の10 法第87条の3第5項の規定により許可をする興行場等又は同条第6項の規定により許可をする特別興行場等については、第2条、第3条から第5条まで、第15条、第16条、第17条の2、第17条の3、第19条、第23条、第24条、第25条、第26条及び第27条の2の規定は、適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)の施行の日から施行する。
(罰則に関する経過措置)
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。



兵庫県学校教職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第19号

兵庫県学校教職員定数条例の一部を改正する条例

兵庫県学校教職員定数条例(昭和51年兵庫県条例第32号)の一部を次のように改正する。

第1条中「13,807人」を「13,780人」に、「7,684人」を「7,641人」に、「8,178人」を「8,044人」に、「3,321人」を「3,352人」に、「32,990人」を「32,817人」に改める。

附則第2項中「265人」を「225人」に改める。

附 則

この条例は、平成31年 4月 1日から施行する。



兵庫県文化財保護条例及び兵庫県文化財保護審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第20号

兵庫県文化財保護条例及び兵庫県文化財保護審議会条例の一部を改正する条例

(兵庫県文化財保護条例の一部改正)

第1条 兵庫県文化財保護条例(昭和39年兵庫県条例第58号)の一部を次のように改正する。

本則(第9条、第17条第1項及び第37条を除く。)中促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第9条中「き損し」を「毀損し」に、「知つた」を「知った」に改める。

第17条第1項中「限つて」を「限って」に改め、同条第4項中「き損した」を「毀損した」に改める。

第36条中「5万円」を「30万円」に改め、同条第1号中「き損し」を「毀棄し」に改め、同条第2号中「き損し」を「毀損し」に改める。

第37条中「指定有形文化財」を「、指定有形文化財」に改め、「変更し」の右に「、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし」を加え、「その保存」を「県委員会の現状の変更若しくは保存」に、「従わなかった」を「従わなかった」に、「3万円」を「20万円」に改める。

(兵庫県文化財保護審議会条例の一部改正)

第2条 兵庫県文化財保護審議会条例(昭和51年兵庫県条例第24号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第190条第3項」を「第190条第4項」に改める。

第4条第2項中「よつて」を「よって」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。



兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第21号

兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

兵庫県病院事業の設置等に関する条例(昭和41年兵庫県条例第56号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表兵庫県立加古川医療センターの項の次に次のように加える。

兵庫県立丹波医療センター	丹波市氷上町石生
--------------	----------

第2条第2項の表兵庫県立柏原病院の項を削り、同条第3項の表兵庫県立尼崎総合医療センターの款内科の項中「神経内科 小児神経内科」を「脳神経内科 小児脳神経内科」に改め、同表兵庫県立加古川医療センターの款内科の項中「神経内科」を「脳神経内科」に改め、同款の次に次のように加える。

兵庫県立丹波医療センター	内科	内科 呼吸器内科 消化器内科 循環器内科 腎臓内科 脳神経内科 血液内科 糖尿病・内分泌内科 緩和ケア内科	320
	外科	外科 消化器外科 脳神経外科 乳腺外科 整形外科	
	上記以外の診療科目	リウマチ科 小児科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 リハビリテーション科 放射線科 麻酔科 病理診断科 救急科 歯科口腔外科	

第2条第3項の表兵庫県立淡路医療センターの款内科の項中「神経内科」を「脳神経内科」に改め、同款外科の項中「呼吸器外科」を「呼吸器外科 消化器外科」に改め、同款上記以外の診療科目の項中「放射線科」を「放射線診断科 放射線治療科」に改め、同表兵庫県立柏原病院の款を削り、同表兵庫県立姫路循環器病センターの款内科の項、兵庫県災害医療センターの款内科の項、兵庫県立リハビリテーション中央病院の款内科の項及び兵庫県立リハビリテーション西播磨病院の款内科の項中「神経内科」を「脳神経内科」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項の表兵庫県立加古川医療センターの項

の次に次のように加える改正規定、同表兵庫県立柏原病院の項を削る改正規定、同条第3項の表兵庫県立加古川医療センターの款の次に次のように加える改正規定及び同表兵庫県立柏原病院の款を削る改正規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲において管理規程で定める日から施行する。